

日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER

PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第 22 卷第 4 号

2017 年 9 月 10 日

もくじ

- 巻頭言 踴踏せぬ御仁たち ～「共謀罪」法と国連人権保障システム～ 2
- 2017 年度春季研究大会概要 4
- 分科会報告 16
- 地区研究会報告 22
- 日本平和学会第 22 期役員一覧 24
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 25

巻頭言 躊躇せぬ御仁たち ～「共謀罪」法と国連人権保障システム～

阿部浩己（第22期理事）

I

自由を切り裂く鋭利なやいばをうずめた改正組織犯罪処罰法（「共謀罪」法）が本年7月11日に施行の段を迎えた。刑法の基幹を揺るがし、人の心に傲岸に踏み入る共謀罪の趣旨を全身にまとったこの法律は、「中間報告」という異例の手続きを待たずに生み落とされた不祥の産物というべきものに相違ない。

「共謀罪」法の適用がいよいよ現実のものとなった盛夏の昼下がりに、踟躕とたどりついた最寄りのターミナル駅を行き交う人々の面持ちに、だが、プライバシーや表現の自由を根底から揺さぶる重大な転機が訪れたことを兆す片影も感じ取ることができなかった。これほどの大事なのに、世の風景はなにもひしゃげておらず、たわんだわけでもなかった。昨日とにも変わらぬ日常が「禍ごとなどなにも起きていないのだ」と耳元で心地よく囁いてくる。

けれども、どれほど強力な日常の惰性によって世上の関心が抑え込まれようとも、あるいは、蟻の隊列よろしくエッセエッセと賛成票を投じ続けた与党の面々や、「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と拳を空に突き出し都議選での歴史的惨敗を演出したこの国の宰相がいかに我存せぬの体を装いつつとも、同法はこれまで以上に閉塞した社会の暗渠を面前に押し広げていくことになるのだろう。長いもの（お上）に好んで巻かれるこの国の政治文化を背景に、監視の目が影絵のように広がる胡乱な風景が私たちの日常を幾重にもおりなしていくことになるのかもしれない。

II

国権の最高機関でうじゃけた官製芝居を演じてみせた政府の御仁たちは、国際組織犯罪防止条約を締結するための国内法整備としてこの法律が必要なのだと長舌をふるいつつ続けた。そして現に、法律施行にあわせて条約の受諾書が国連事務総長に寄託されている。

もともとテロ対策とは無縁の文脈で作成されたこの条約は、第5条で共謀罪か参加罪のいずれかを採用するよう締約国に求めている。法務省のHPによれば、現行法との整合性を考慮して共謀を犯罪とする法整備を行うことが適当と考えたのだという。だから今般の立法なのだ、という理屈である。

当該条文はしかし、その柱書きが記すとおり「必要な立法その他の措置」を求めているのであって、必要のない立法措置をとることなど要求してはいない。この条約の立法ガイドを執筆したニコス・パッサス氏が言明するように、「新たな法案などの導入を正当化するために条約が利用されてはならない」（東京新聞6月5日付け朝刊）のだ。この間に刑事法の専門家や実務家たちが精細に論じているように、改正組織犯罪処罰法の制定は、条約締結の要から出た政治の叡智というよりも、条約締結に藉口して手がけられた行政府／官僚たちの底意ある所業と評するのが精確な物言いであろう。

日本国憲法を傲然と踏みしだく安保関連法の定立のときもそうだった。現政権の下にあって、国際法は悪法としかいいようのない法律を制定するための露払い役を強

いられてきている。錦の御旗のごとく国際法が掲げられ、政府の欲する法の整備が正当化される。集団的自衛権を行使できなくては一人前の国家ではない、とか、国際組織犯罪防止条約を締結しないとテロを防ぐことはできない、といったように。

国際関係においても日本政府は自らの主張を国際法や国際社会という言葉を用いて強引に受け入れさせようとすることが少なくない。たとえば、韓国にある日本大使館・総領事館前の平和の碑／慰安婦少女像の撤去を求めて、政府は、その設置が外交・領事関係に関するウィーン条約に反するという理屈を持ち出している。2015年暮れに忽然と出来た日韓「合意」なるものについても、いまだに「国際社会から評価されており、責任を持って実施していくことが重要だ」などと広言してはばかりとところがない（本年7月7日の日韓首脳会談）。

なんとも承服しがたいのは、政府の弁が牽強附会にすぎることである。その制度的起源からしていわくつきの集団的自衛権を行使せずとも国際法上はまったく問題なく、国際組織犯罪防止条約の締結に277もの犯罪を対象として共謀罪の網をかける必要はまったくない。現政権が突き進める安保・「共謀罪」法整備は、本質的な次元において国際法との真正な連関を欠いている。

平和の碑をめぐる議論にしても、大使館や総領事館前における記念碑の設置が派遣国の安寧や威厳を害するといった主張はひどくかいなで、各国の判例や学術文献をきちんと参照しての公式見解なのか、疑念と疑点は募るばかりである。まして、2015年の「合意」なるものは国際人権諸機関ではおしなべて不評であり、拷問禁止委員会からは「Revise」という仮借なき命令形をもってその修正・改正が要請されているほどである。

III

現政権の政策決定過程にあって、「国際法」や「国際社会」の像はひどく歪んだ自己陶酔的レンズを通じて偏頗に結ばれてしまっているのだろう。当然ながらそこには自ら都合が悪いものは無視ないし敵視するという態度も伴う。その伝でいえば、現政権が最も無視し、敵視してきているのは、国際人権法・国際人権保障システムといつてよいのではないかと。

むろん、いつも変わらずそうだというわけではない。実際に、朝鮮民主主義人民共和国に対して国連人権理事会が懸念・勧告をさしむけるとき、政府はこれを進んで支え動かそうとする。同国の人権状況を監視する特別報告者には、旭日重光章という国家的榮譽までもが授けられている。本年6月には、ハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の設置を人権理事会で自ら主導してもいた。ところが、国連人権保障システムの至宝（crown jewel）と評される同じ特別報告者たちがいったん日本の人権状況に調査・分析の矛先を向けるや、現政権の対応はひどく狼狽した、未熟で生硬としかいいようのないものに様変わりし、たちどころに無視と拒絶の虫が顫動し始める。

5月18日付けで、プライバシーの権利に関する特別報告者（ジョセフ・ケナタッチ氏）が「共謀罪」法と

国際人権法の両立性に関わる情報提供を公開の書簡で首相に求めた。この情報要請に対して当の首相は「著しくバランスを欠き、客観的である専門家の振る舞いとは言いがたく、信義則にも反する」と、対抗的な言辞を用いて不快感を表明するに及んだ（5月29日、参院本会議）。内閣官房長官も記者会見の席で、特別報告者の見解は「個人の立場」によるもので「国連の立場を反映したものではない」と述べ、内容的にも不適切であると抗議の意を表している（5月22日）。

政権の中枢を担うこの二人の応答には、どうにも困惑と違和を覚えずにはいられなかった。国連の誇る特別手続任務保持者に対する無理解と敵意が充満していたからである。ケナタッチ氏は国連人権理事会によってプライバシーに関わる世界各地の情報の収集と状況の監視を委託された専門家である。今般の書簡はその任務に従った活動の一環にすぎない。

特別報告者たちは、人権侵害を訴える信頼できる情報が寄せられたとき、外交経路を通じて関係政府に連絡をとることができる。国連の用語でこれを「通報 communication」という。個別の人権侵害事案だけでなく、ケナタッチ氏がそうしたように、作成中の法案の内容を通報の対象にすることもある。2016年の実績で見ると、特別手続全体の下で合計526件の通報が119か国と23の非国家主体に宛てて送付されているが、その中であって62件が法律・法案にかかわるものであった。

こうした通報を通して、特別報告者たちは関係政府に説明を求め、事態の改善を図り、侵害の防止・終止を促している。この手続きは法違反の有無を判ずるものではない。その主要な目的は、関係政府等の注意を喚起することにより被害者の保護や人権状況の改善を促すところにある。

懸念を伝えられた政府としては、これに誠実に応答しなくてはならない。それをあろうことか、「著しくバランスを欠いている」とか「内容的に不適切」などといって切り捨ててしまうのは、まったくのお門違いといえない。日本の記者クラブのような閉鎖的な空間内であれば格別、そうした場を一步でも外に踏み出せば、「著しくバランスを欠き」、「内容的に不適切」なのは、それを発した当の御仁たちであることが、裸の王様のごとくたちどころに露呈してしまう。

特別報告者は「国連のための任務を遂行する専門家」として、日本も締結している国連特権免除条約第6条第22項の適用を受ける。これにより、任務遂行にあたって逮捕・拘束、手荷物の押収を受けることはなく、任務遂行中に行った陳述・行動についてもあらゆる訴訟手続きを免除され、さらに、すべての書類・文書の不可侵が保障されている。1989年と1999年の二つの勧告的意見を通じて、国際司法裁判所もこの点を明瞭に確認している（I.C.J. Reports, 1989, p.177; Id., 1999, p.62）。

内閣官房長官が言及したように「個人の資格」で行動していることは間違いないが、その含意は、どの国の指示も受けない独立した専門家だということであり、個人＝私人ということではまったくない。特別報告者たちの活動には紛れもなく公的性格が備わっている。そしてその法的礎は、日本もその一員である国連人権理事会の授權決議にある。首相や官房長官には、そのことをきちんと学習しておいてもらわなければならない。

IV

5月末から6月にかけて、特別報告者に関する新たな報道がさらに二つ加わった。その一つは、日本における

表現の自由の現況を分析する調査報告書の公表であり、もう一つは、米軍基地の拡充に反対する沖縄平和運動センター議長山城博治氏の逮捕・長期拘束に対する緊急アピールにかかわるものであった。

前者の報告書は、表現の自由に関する特別報告者が、昨年4月に日本で実施した現地調査を踏まえて刊行したものである。メディアの独立、「慰安婦」問題にかかる教科書記述への介入、特定秘密保護法、ヘイトスピーチ、選挙運動の制限、デモの制限（特に、山城氏の逮捕・拘束）についての分析評価が記されるとともに、電波停止命令の根拠となる放送法4条を改正・廃止し、歴史教育への介入を政府が控えることなど、17項目にわたる勧告が付されている。

国連人権理事会に提出されたこの報告書にも現政権は強硬な態度で反応した。政府の反論によれば、特別報告者の指摘する事実のほとんどは伝聞か臆測に拠っており、こうした情報に基づいて勧告が出されることで国連人権理事会の権威はひどく損なわれてしまうのだという。政府の意向に沿わない記載内容への抑えきれぬ苛立ちが表出しているように感じられる。

上記通報についてもそうだったが、表現の自由に関する報告への現政権の対応ぶりは、特別報告者が担う国連人権理事会特別手続の存在意義を根こそぎ葬り去ろうとしてきた国々のそれと重なって映る。特別報告者の任にある専門家たちは国際人権基準に依拠して評価・行動することを恐れない。そのため、重大な人権侵害が広がっている国であるほど特別報告者の存在は疎ましいものになる。かくして、その声価を下げ、活動の自由に縛りをかけようとする企てが何度も繰り返されることになる。それをそのつど跳ね返してきたのはNGOや国連人権高等弁務官事務所、そしてなんといってもこの制度の価値を真に理解する一群の国々であった。日本もまたそうした良識ある国々の中に名を連ねてきたのではなかったか。

人権保障を通じ暴力のない平和な世界の構築を国連がめざし続けるのなら、特別報告者の独立性や権威は絶対的に保障されなくてはならない。日本が手がけるべきは、敵対的な態度をひけらかし特別報告者といわずらに対峙することではなく、むしろ、従容とした態度で、このかけがえのない国連人権理事会の制度と向き合い、そのさらなる強化に尽力していくことではないのか。よもや、大規模人権侵害国と内応し、主権国家の意向に付き従う従順なしもべに特別報告者を生まれ変わらせようとしているわけではあるまいに。

他方で、山城博治氏にかかる緊急アピールだが、これは表現の自由に関する特別報告者と集会の自由に関する特別報告者、人権擁護者に関する特別報告者、さらに恣意的拘禁作業部会（WGAD）が連名で発出したものであり、山城氏の逮捕・拘束について懸念を伝え、関連情報の提供、事態の悪化を防ぐための暫定措置などを要請するものであった。緊急アピールは2月28日付けのものであったが、関係法令に基づき適切に対応した旨の回答が4月10日に政府からなされていたことも明らかにされている。

こうした緊急アピールも政府への懸念の伝達であり、先述した「通報」に分類される特別手続の下での活動にはほかならない。もっとも、当該アピールを発出した中にWGADが含まれていることを見過ごしてはならない。特別報告者が一人で任を担うのに対して、WGADは5名の専門家がチームを組んで任務を遂行する。国連人権理事会の特別手続きを構成する点で両者に違いはないのだが、ただWGADには他には例のない特別の力が与え

られている。伝家の宝刀・「調査 investigation」権限である。「調査」は、「通報」とは違って国際人権基準に反したかどうかを当事者対抗的な方式によって認定するところに手続き的特徴をもつ。

人権理事会の前身である人権委員会により 1991 年に設置されたこの作業部会は、国際人権基準に反する「恣意的」拘禁を 5 つのカテゴリーに分けて整理している。その中には「人権の行使から生じた自由の剥奪」と「公正な裁判を受ける権利の侵害から生じた自由の剥奪」が含まれており、山城氏の事案にはまさしくこれらが妥当する。

2 月 28 日付けの上記緊急アペールにはこう記されていた。「加えて、貴国政府にお伝えいたしますが、この緊急アペールを送付した後、恣意的拘禁作業部会は本件を通常の〔調査〕手続に付し、自由の剥奪が恣意的であったかどうかについての意見を示す場合があります。この緊急アペールは当作業部会が示すことのある意見についていかなる意味でも予断を与えるものではありません。貴国政府は緊急行動と通常手続について別個に応答するよう要請されております」。

山城氏の逮捕・長期拘禁が国際人権法に照らして適法だったといえるのかについて別途、調査のうえ判断を示す場合があるので、その折にはきちんと応答せよ、という予告ないしは念押しである。WGAD のこれまでの際立ってプログレッシブな活動実績からするに、調査権限が行使されるのであれば、日本政府にとって厳しい（しかし当然の）「意見 Opinion」が示されることになるのではないかと思われる。もっとも山城氏は上記緊急アペール発出後の 3 月 18 日に保釈されているので、同氏の身柄拘束が恣意的であったかどうかを判断するまでに至るかについては判然としにくいところがある。

ちなみに、これまで日本は WGAD の調査と無縁だったわけではなく、2009 年には「人権の行使から生じた自由の剥奪」に該当する恣意的拘禁の認定を受けたこともある。捕鯨事業における不正を明るみにしようとしたグリーンピース日本の環境活動家 2 名が鯨肉約 50 ポンドの窃盗等の容疑で逮捕されたことの不当性が問われた事案である。WGAD は両名の思想・良心、表現の自由が侵害されたと認め、公正な裁判手続きの保障を日本政府に要請する「意見」を示すに及んだ（OPINION No.9/2009）。また 2006 年には宮城北陵クリニック事件被告人の処遇について訴えが起こされたこともあるが、本件は恣意的拘禁にはあたらないとの判断に帰着している（OPINION No.42/2006）。

ともあれ、今後とも日本は WGAD を含め様々な任務保持者からの働きかけを受けていくことは間違いない。国連人権理事会の一員にふさわしい責任ある態度で、「国際人権保障システムの至宝」とどう向き合うべきかについてしっかりと思惟を巡らせてもらいたいものである。

擱筆の前にもう一言。国連では特別報告者の活動に協力する者への監視や脅迫、報復が重大な関心事になって久しい。日本の中にもすでに忍び寄りつつある暗然たる事態でもあるが、「共謀罪」法は国連人権保障システムと市民の接触を阻害する法壁に容易に転じ得る代物でもあることを、意識の内にかたく刻みおくべきだろう。

(2017 年 7 月末記)

2017 年度春季研究集会概要

大会テーマ：「植民地主義と憲法を北海道／アイヌシモリで問い直す」

部会 1 「東アジアの国際移動、ジェンダー、市民社会」（英語部会）

International Migration, Gender and Civil Society in East Asia

報告 1：藤本伸樹（アジア・太平洋人権情報センター ヒューライツ大阪）

Nobuki Fujimoto (Hurights Osaka)

「外国人介護・家事労働者の受入を人権の観点から検証する」

“Examining the Acceptance of Foreign Care and Domestic Workers from the Human Rights Perspectives”

報告 2：呉静如（台湾国際勞工協会 アジア平和基金招聘ゲスト）

Jing Ru Wu (Taiwan International Workers Association: TIWA)

「ケアの正義」

“Justice for Caring”

報告 3：金敬黙（早稲田大学）

Kim Kyungmook (Waseda University)

「北でもなく南でもなく一脱北者は故郷を離れてどのように生きのびるのか？」

“Neither the North, Nor the South-How the North Korean Exiles Survive after Leaving their Home(s)??”

討 論：池炫周直美（北海道大学）Chi Hyunjoo Naomi (Hokkaido University)

司 会：小川玲子（千葉大学）Reiko Ogawa (Chiba University)

東アジアの国境を越える人の移動は、植民地支配や戦争や経済格差などによって形成されてきた。人々は貧困や迫害、あるいはよりよい暮らしを求めて国境を越えるが、ジェンダー化された秩序のもとでは女性と男性では国際移動の経験は異なる。また、通常、経済的な動機で

移動する労働移民と政治的な迫害を逃れた難民は別々のカテゴリーとして構築されるが、実際の現場においてはその境界線はきわめてあいまいである。先進国における移民排斥と新自由主義が共同歩調をとる中で、本パネルでは日本と台湾の移住ケア労働者と北朝鮮からの脱北者

の就労と定住に焦点をあて、東アジアにおける移民・難民の権利保障と社会統合を市民社会の観点から議論した。

最初に藤本伸樹氏が日本で加速化する外国人介護・家事労働者の受け入れについての報告を行った。介護労働の現場で就労する外国人は、これまで経済連携協定による外国人介護士と婚姻による定住者に限定されていたが、法改正より技能実習生の介護分野への拡大、在留資格に「介護」が追加されること、及び国家戦略特区における外国人家事支援人材の受け入れが進行している。特に東京や神奈川、大阪などの国家戦略特区においては数千名の家事支援人材の導入が見込まれているが、市場を拡大するために企業が最低賃金を割るような価格設定を要求するなど「底辺への競争」ともいべき圧力も見られる。国際労働機関(ILO)は家事労働者に関する国際基準として第189号条約を採択しているが、日本政府は批准していない。安倍政権の「成長戦略」のもとで介護や家事労働の市場化が進行しているが、日本人の雇用環境も悪化の中で、人権を保障する仕組みの確保と同じ社会の構成員として外国人も日本人も共に協働して行く必要性を強調した。

続いて、アジア平和基金の支援により招聘した台湾国際労工協会(TIWA)代表の呉静如(Wu Jing Ru)氏から「ケアの正義」と題する報告があった。台湾は日本よりも20年以上早く移住ケア労働者の導入を開始しており、今後、導入が拡大する日本にとっては先行事例となることから今回の招聘を企画した。

現在、台湾にはインドネシア、フィリピン、ベトナム出身の移住ケア労働者が約24万人就労しており、TIWAは長年、移住労働者の権利擁護のための活動を展開している。台湾の移住ケア労働者はブルーカラー労働者として分類されるため、ホワイトカラー労働者とは異なり、雇用主の変更ができず、契約期間も限られており、多額の仲介料を支払わなければならない、住み込みの場合には労基法の適用もないことから、長時間の低賃金労働を担っている。政府の調査によれば、移住ケア労働者の70%弱は週に1日の休日もない。台湾の高齢者ケアに関する政府の関与は低く、介護を必要とする高齢者の93%は家族と移住ケア労働者によって介護されている。台湾の家族介護者も平均10年間の長期にわたってケアをしており、精神的な負担は重い。また、移住ケア労働者を雇用した場合には、台湾人介護士によるサービスが受けられないなど柔軟性を欠いた政策が、移住ケア労働者の休日を取得しづらくしている面もある。TIWAは移住ケア労働者の人権擁護のためのさまざまな活動を行っており、仲介業者による不当な搾取の仕組みを撤廃するなどの成果を挙げている。TIWAの中期的な目標としては、移住ケア労働者が労基法の適用を受けることが出来るようになることが重要である。ケアの市場化が進む中で、高齢者介護は政府の責任であり、ケアする側とケアされ

る側の両方にとって正義でなければならないことを主張した。

第3番目に金敬黙氏が「北でもなく南でもなく一脱北者は故郷を離れてどのように生き延びるのか?」と題する報告を行った。過去15年間の間に北朝鮮から韓国への脱北者は約3万人であり、そのうち6~7割は女性である。脱北者は貧困や飢餓から脱出するためや海外で暮らす親戚などを頼って、時には仲介業者の力を借りて国境を越える。しかし、韓国に定住したとしても、西欧などの第3国に移動を続けるケースもある。脱北者は韓国社会からは「分断の犠牲者」「人道的な観点から助けを必要としている人たち」「低賃金労働者」「フリーライダー」「潜在的犯罪者」など否定的なスティグマを負わされることから、子どもの将来のためや、より良い仕事を求めて国境を越えた移動を続ける。日本にも約200~250名の脱北者がいるので、脱北者の女の子を主人公にした『ハナの物語』という教材を作成した。ハナの日常を題材として国際移動や多文化共生について考えるように作成されており、多くの教育現場で使って欲しいと考えている。

上記の報告に対して池畑周直美氏からは、ジェンダーのみならず階級やエスニシティなど他の属性と交錯する重層的な差別の構造があることや、どのような社会関係資本を持っているかによって移動することが出来る人と出来ない人がいることが指摘され、例えば脱北者の中でも移動できない人にはどのような選択肢があるのかという問いかけが行われた。さらに会場からは、台湾の法律においてどのようにケアの正義が保障されているのか、ケア労働の社会的地位を上げるためにはどのような戦略があるのか、日本の家事支援人材は住み込みではなく派遣という形で導入されるが、そのことは人権擁護の観点からはどのような含意があるか、などの質問が出された。

移住者は移民であるということや女性であるということ、社会的評価が低い労働に従事しているということによって重層的に決定される一方で、市民社会の一員として主体形成を行っている。東アジアには冷戦による分断が色濃く残っており、外国人を「潜在的犯罪者」として構築する国家によるセキュリティライゼーション(安全管理)の圧力と、新自由主義的な市場主義化が進行している。グローバル化による規制緩和の下で労働規制が撤廃され、人権保障が切り崩され、人間の生存基盤を脅かされる中で、市民社会はネットワークを構築し、政府や雇用主などの関係者との対話や直接行動を行い、政策提言や教育を通じて人権擁護のスペースを拡大していくことが重要であることが強調された。

(小川玲子)

部会2 「アイヌ・ネノ・アン・アイヌ:アイヌ民族の声を聴き、対話の場をひらく」(開催地区研究会企画)

報告1: 差間正樹(浦幌アイヌ協会)

「地域から進める先住権の回復」

報告2: 原田公久枝(フンペシスターズ)

「なぜアイヌばかりが考え答えを出さなければならないのか」

報告3: 鶴澤加那子(ノルウェー北極大学)

「現代を生きるアイヌ民族として」

報告4: 井上勝生(北海道大学)

「アイヌ民族史の史実を探索して—十勝・石狩・千歳」

討 論：石原真衣（北海道大学）
 討 論：清末愛砂（室蘭工業大学）
 司 会：小田博志（北海道大学）

一方的に「無主の地」と決めつけて、そこに住む人々から土地を奪い、生活基盤を奪い、文化を奪い、差別し、研究対象に仕立て上げる。植民地主義はもっとも過酷な支配の形式である。この植民地支配下における先住民族と植民者との関係の特徴付けられるのは、「一方的」であること、すなわち非対称性と収奪である。先住民族の声は聴かれない／植民者は聴く耳をもたない。さらに植民者は、植民地化の歴史を忘却し、否認する。植民地支配はそれと意識されなくなることで完成する。これはこの北海道／アイヌモシリで行われてきたことである。

司会者はこの部会 2 を、会場（北大クラーク会館）のすぐ近くに 140 年前ごろまであったコタン（アイヌの村落）を想起することから始めた。確かに存在したそのコタンについて、しかし現在どこにも記されていない。その一方で「クラーク博士」をはじめとする植民者の足跡はくっきりと刻み込まれている。植民地主義はそこにある。それはまた私たちの意識を構造化してもいる。

この部会 2 の意図は、この植民地主義的な非対称性を破り、先住民族の具体的な声を聴くこと、そしてそれを踏まえて対話の場を開くことにあった。また「受動的で無力な犠牲者」というステレオタイプとは違った、アイヌの“主権者”としての力強い側面にも光を当てたかった。そのためできるだけ多様な報告者を招き、これに討論を加えて、部会としてはやや多い計 6 名の登壇者を数えることとなった。

最初の報告で差間正樹氏は、在住する浦幌町から、祖先の遺骨が人類学の研究標本として持ち去られ、今日に至るまで留め置かれてきた現状に関して、「北大はまじめに考えてくれているのでしょうか？」と怒りをこめて問いかけた。裁判を起さなければ歴史の負の遺産と向き合えない、北大の当事者意識の欠如を批判する声であった。差間氏は北大に遺骨返還を求める裁判の原告となり、札幌地裁で成立した和解により、先だっの 8 月 19 日に再埋葬が実現した。差間氏は十勝河口域でサケ漁を中心とする漁師であり、そのつながりで、北米で先住権としてのサケ漁の権利を回復している「サーモンピープル」を今年訪ねたことも報告した。そして自らが住む地域から先住権の回復を進めていく決意を語った。

続く原田公久枝氏は、ごく最近の札幌市内の食堂での経験から語り始めた。隣席の客と歓談していたが、原田氏が「アイヌ」であることが途端その客の態度が変わり、そそくさと席を立った。原田氏は幼少期に十勝地方で「アイヌ」として日常的な差別を受けた経験がある。北海道で「アイヌ」に対する差別は根強く続いている。だからそれを怖れて自らの出自を明かせない人、差別・いじめにより学校を離れざるを得ず低所得状態に置かれている人、差別のトラウマから精神障害を被っている人がある。「マイノリティはいつもいつもも考えている。ほんとうに考えるべきなのは日本人」だと原田氏は、「アイヌ」を差別してきた「日本人」へと問いを返す。差間氏の声に続いて、ここでも「問われているのは誰か？」「考えなければならないのは誰か？」という問いが改めて浮上した。

鶴澤加那子氏は、平取町二風谷の貝澤正氏の孫であり、祖父の教育への熱意から大学に進学、現在はノルウェー北極大学の博士課程に在籍している。都市部におけるア

イヌの学びの場として、札幌大学ウレシバクラブの例を紹介した。

4 番目の報告者井上勝生氏はいわば「和人」の日本史研究者である。しかし、従来のようにアイヌを「研究対象」とするのではなく、アイヌの側に立ち研究を進めてきた先達である。植民地支配に抗するアイヌの民族運動について史実に基づき明らかにしてきた。その成果は現代において権利回復を求める差間氏のようなアイヌを力づけている。

休憩をはさんで 2 名の討論者が発言した。石原真衣会員は、まずカナダのブリティッシュ・コロンビア大学訪問の際の見聞を述べた。大学キャンパスはほんらい先住民の土地であり、それが大学側に正式に譲渡されたわけではないことが明示され、かの地の大学関係者もそのことを意識していること。先住民に関する研究は、まず当該の先住民コミュニティと協議して、目的を共有した上で実施していること。これと、北海道大学をはじめとする日本の大学との隔たりは覆うべくもない。それは、植民地主義の過去に向き合い、先住民の痛みを共有し、非先住民の側がそれを踏まえて自らの「当事者性」を自覚しているかどうかの差であると、石原会員は分析する。

清末愛砂会員は憲法学の立場から、「集団」としての権利である先住権と日本国憲法第十三条で謳われる「個人の尊重」について発言した。憲法学者の中には、憲法第十四条（「すべて国民は、法の下に平等」）を楯にとり、アイヌの集団としての権利を認める法制度は憲法にそぐわないとする者がいる。しかし、先住民は「集団」として収奪されマジョリティの国民に対して不平等な立場に追いやられたのだから、「集団」としての権利の回復を前提に、第十三条「個人の尊重」、第十四条「法の下に平等」が実現されるのであり、「個人の尊重」と「集団の権利」は相反するものではないと清末会員は指摘する。

質疑応答の時間には、会場から質問票で出された質問に登壇者が答えた他、憲法と先住権との関係等、大会テーマに照らして重要な論点について司会から登壇者に質問を向けた。この部会をふり返ってみると、第一の収穫はこれだけ多彩な登壇者の、とりわけアイヌの出自をもつ個人々の声を学会全国大会で開けたこと、そして「植民地主義」という歴史的文脈において考えることができたことであろう。他面で、司会の非力もあり、これだけ多彩な登壇者の間での、また登壇者と会場との間の「対話」を十分にふくらませることができなかった。また大会テーマにも関わる「社会構想（広い意味での constitution）」を論点として、先住民に対する差別を無くし、権利回復を可能とする社会とはいかなるものか、という根本的な問いを深める余裕もなかった。

これに関連して、先住権（indigenous rights）と「憲法（狭い意味での、国家を単位とする成文法としての constitution）」との関係についての議論も今後の課題として持ち越された。先住民は国家によって植民地化され、土地、資源、文化、権利などが奪われた人びとである。翻って先住権とは植民地化（＝国民国家化）以前に先住民が有していた権限である。論理的には、先住権は（狭義の）憲法の外部に位置するはずである。言い換えると、憲法学の枠内で先住民の権利を扱うことは出来ない。これは西川長夫の「国民国家は植民地主義の再生産

装置」というテーゼ（『（新）植民地主義論』）にも通底し、国家を前提としない平和学・憲法学の思考へと誘う根本的な問題である。またそれは研究のための知的問題であるにとどまらず、先住民にとっては切実な死活問題でもある。この植民地主義、国家、憲法／社会構想に関する問いを引き受け考えることは、深い平和を希求することにつながるはずである。

「問われているのは誰か？」という問いが、アイヌの

出自をもつこの部会の登壇者から発せられた。「聞いた責任」を受けとめて、継続する植民地状況を構成する一方の当事者としての自覚をもって、脱植民地化を進めていけるかどうか。この部会は、その問いが劈（ひら）かれた場となった。

（小田博志）

部会3 「ワークショップ ロールプレイを通じて考える植民地・先住民・同化、そして平和への権利」（平和教育プロジェクト委員会企画）

ファシリテーター：ロニー・アレキサンダー（神戸大学）、奥本京子（大阪女学院大学）、杉田明宏（大東文化大学）、鈴木晶（横浜サイエンスフロンティア高校）、高部優子（Be-Production）、暉峻僚三（川崎市平和館）、松井ケティ（清泉女子大学）、山根和代（平和のための博物館国際ネットワーク）

平和教育プロジェクト委員会では、2016年度秋季集會において、近年日本社会において深刻な問題となっている、ヘイトスピーチも念頭に置いたワークショップを実施したが、実施後にメンバーより、日本社会のレイシズムと植民地支配の不可分性という問題提起があったこと、春季大会の開催地が北海道という植民地の背景を持つ土地であることから、2017年春季大会では植民地支配や先住民をキーワードとした平和教育のプログラムを提供することとした。

プログラムを考えるにあたりまず考えたのは「リアルなケースを扱うか、架空のケースを作るか」という点である。一方では、開催場所が北海道という植民地の背景を持つ場所であることから、アイヌ民族を切り口に植民地支配や同化、先住民の権利などを考えることには大きな意味がある。しかし、他方、リアルなケースを題材とすると、どうしても提供するプログラムへの参加者個々の思い入れの強さ、知識量や理解によって参加度に大きな差が出てしまう。委員会メンバーで議論した結果、様々な実際の植民地支配や先住民への抑圧の要素を入れ込んだ架空のストーリーを作り、ストーリーに出てくる役柄を参加者が演じることで、植民地支配の中の、支配・被支配の構造と暴力、様々な立場の不满、悲しみ、要求を感じ、その先にある平和的な共生を考えるプログラムを提供することとした。

ストーリーは、インデ島という架空の島を舞台にした、先住民であるインデ人、植民者・支配者であるコロナ人の物語で、現在進行形の油田をめぐる対立で終わるように描かれている。ストーリーを作る際に気をつけたことは、単純化しすぎないようにすることである。単純化の傾向は、例えば人権派で先住民の権利を支持するような人々の間でも「先住民＝善良＝素朴＝自然と共生する＝伝統文化」のような単純化されたイメージが共有されがちである。しかし、一言で先住民といっても、実際には様々な利害の中で暮らしているのは当然であり、先住民という属性に対しては様々な思い、距離があつて当然でもある。ストーリーでは、先住民側・植民者側とひとくくりせず、なるべく様々な立場を登場させ、しかし全体構造としての暴力性も描くようにした。しかし、その結果、ストーリー中に出てくる立場も多くなり、ストーリーそのものもかなり複雑、かつ長大なものになってしまい、数時間しかない学会でのプログラムに収めるために、何らかの工夫をする必要が出てきた。

メンバー間での議論の結果、単純化を避けつつ、ある程度感覚的に伝わるように、ストーリーを紙芝居調のア

ニメーション作品にすることとなった。幸運なことに、平和教育プロジェクト委員会は、平和教育アニメーションを制作している高部優子氏をはじめとして、様々な特技・才能に恵まれており、ストーリーのアニメーション化も可能だった。アニメコンテンツ作成を高部優子氏、ストーリー執筆とコンテンツ中の音楽作成、効果音、最終編集を暉峻、ナレーションの英訳をロニー・アレキサンダー氏と山根和代氏、英語のナレーションを松井ケティ氏がそれぞれ担当し、コンテンツを作成した。

アニメーションコンテンツが学会の成果物となることは大変珍しく、また、大変な手間もかかっていることもあり、今後様々な場での活用を呼びかけたい。

この素材を使い、具体的にどのようなプログラムの実施ができるのかは、いろいろな可能性があるが、学会大会においては、次のようなプログラムの提供となった。

提供したプログラムは大きく分けると、2つのパートからなっている。一つ目は、アニメーションの中の役柄を演じ、自分の役柄の立場としての、不満や不安、要求をサークルプロセスを使ってつぶやき合い、共有するパート。そして、2つ目は共有されたつぶやきから見えてきた要求を実現するために、昨年国連で採択された「平和への権利」にどんな条文を書き加えるかを考えるワークショップである。大会では、同日の午前中の自由論大部会において「平和への権利国連宣言を活用するために」が開催されており、この企画との連続性も意識した構成とした。

サークルプロセスは、参加者が輪になり、話したい人がトーキングスティックなど、目印となるものを持ち話してゆくものだが、今回の大会ではサモア式と呼ばれる、輪を2重にする方式を採用した。外側の輪に入る参加者のうち、喋りたくなった人が内側に設定された輪の中で話す方式で、学会のような初対面の人間が多い場合に、「話しても良いし話さなくとも良い」という安心感を醸成する効果を期待した。

ストーリー上の役柄は、参加者が自由に選べるようにしたが、「なるべく、自分が共感できない立場を選んでみる」ことも呼びかけた。そのため、若干役柄を演じることが苦しそう参加者もいたが、サークルでは多種多様なつぶやきが共有され、参加者からは「自分の中の新たな葛藤を見出した」など、つぶやいている本人が、この様な半分フィクション、半分リアルな役柄を演じることで発見した、暴力的な構図の中における新たな自分自身を、感想として述べていた人も少なからずいた。参加者のほとんどは、同じ構図で北海道や沖縄を考えた場合

のリアルな属性は「ヤマト」であったと想像されるが、どんなにインデ人に共感を持っていても、支配者目線の言葉しか出てこないという感想も共有された。また、沖縄からの参加者は「この構図は沖縄そのものであり、演じていて辛いものがあったのと同時に、ヤマトのやり方はこうなのかという発見にもつながった。しかし、もしこの素材を沖縄で実践するとすると、あまりにも沖縄とオーバーラップしすぎて重たすぎるかもしれない」という感想を述べた。リアルから遠ざかりすぎない様に、沖縄、北海道、ハワイ、グアム、ネイティブアメリカンなど多様な要素を混ぜ込んでストーリーは作られたが、リアルから近いが故に「どこで誰を対象に行うか」については、注意深くあらねばならないかもしれない。

2つ目のパートである、サークルプロセスで出された思いを生かす「平和への権利」の条文作りは、時間が限られていたこともあり、苦労していた参加者が多かった。サークルプロセスの後、インデ島のストーリーで演じた役柄を混ぜたグループを5つ作り、グループごとに条文を考えてもらい、それを最後に共有するという進め方をした。学会という性格上、参加者は様々なアカデミックな背景を持つ人が多いが故に、参加者個々のメッセージを条文という形でうまく融合させるのに苦労したグルー

プもあった。それでも、「名乗りの権利」「有形・無形資源への権利」「幸福と豊かさをもたらす権利」「文化的多様性の尊重とそれへの不可逆的破壊の禁止」「過去の平和の破壊に対する補償を受ける権利」「集団内と集団間の民主的コンセンサス形成の義務」「異なる立場への想像力」など様々なキーワードがちりばめられた条文が出された。

今回の様なワークショップは、「中立性」と呼ばれるものが求められる公教育の現場、そして社会教育の現場では、ある意味絶妙な距離感と当事者意識を持って、植民地支配や同化、先住民の権利を考え、語り交わすことを可能にするプログラムであると自負している。また、幅広く使ってもらえることを考え、英語版のアニメーションやストーリーシートも作成した。今後、プログラムパッケージの提供や、平和教育プロジェクト委員会メンバーが出前WSを実施するなど、様々な形でのプログラムの普及に取り組みたい。

(暉峻僚三)

部会5 「平和研究としてのグローバル正義論」(企画委員会企画)

報告：山田祥子(名古屋大学大学院)

「平和研究とグローバル正義論の交差点—構造的暴力と主体をめぐる問題を中心に」

報告：上原賢司(横浜国立大学)

「植民地主義はどのような意味で不正義なのか—植民地とグローバルな不正義」

討論：押村高(青山学院大学)

討論：伊藤恭彦(名古屋市立大学)

司会：松元雅和(関西大学)

本部会の目的は、国内のいわゆる正義論研究と連動して、倫理学・政治哲学・法哲学方面で研究が急速に進んでいる「グローバル正義論」の研究動向を、平和研究の立場から検討・評価することである。具体的には、「グローバル正義論は平和研究にどのように資することができるか」「植民地主義の是非をどのように規範的・哲学的に分析できるか」といった点について、二つの報告を受け、また我が国のグローバル正義論研究を牽引する二人の研究者が討論するという構成をとった。当日は、午前中にもかかわらず40人ほどの参加者を得、報告・討論・質疑応答ともに活発な議論が交わされた。

山田祥子会員による第一報告は、「平和研究とグローバル正義論の交差点—構造的暴力と主体をめぐる問題を中心に」と題し、現代政治哲学の一研究領域を形成するグローバル正義論が、平和研究とどのような接点を持ち、それらが両者の発展にとっていかなる意義を有するかを探究するものであった。本報告によれば、従来のグローバル正義論は、J・ロールズ『正義論』を契機として、分配問題を中心として展開することを特徴としていた。しかしながら、近年はこうしたグローバル正義論研究とは異なる理論的試みが見られる。具体的に、T・ボッグやI・M・ヤングなどの研究は、従来の分配的正義論の問題意識からは必ずしも掬い取れない、構造的および平和の主体という問題圏に焦点を当てるものとなっている。注目すべきは、こうした新たな問題圏について、平和研究においてはJ・ガルトゥングの構造的暴力論や、民衆の視点を提示するサルタン研究と女性の視点を提示するジェンダー研究のなかで、すでに焦点化されてきたと

いうことである。この意味で、グローバル正義論の抱えている限界とそれを乗り越えようとする最近の研究の意義は、平和研究の研究動向と重ね合わせることでより明確になる。

第二報告では、非会員の上原賢司氏をお招きし、「植民地主義はどのような意味で不正義なのか—植民地主義とグローバルな不正義」と題する報告を行った。研究大会の全体テーマでもある「植民地主義」が道徳的に不正であることは、多くの人びとの直観的判断によって共有されている。グローバル正義論においては、それがいかなる意味で不正なのかに関して、幾つかの立場が示されてきた。例えば、抑圧、搾取、殺人、人種差別といった、植民地主義に伴う何かが不正であるがゆえに、植民地主義が不正であると考えられる立場がある(L・ヴァレンティニ)。さらには、植民地主義を歴史的不正義として位置づけ、集団的自己決定の尊重という観点から、その不正を定義づける見解もある(D・ミラー)。こうした議論に対して報告者は、植民地主義が過去にもたらした経済的収奪もまた、その不正義の重要な一側面に含まれると論じ、ボッグやヤングも参照しつつ、「集団的自己決定の公正な機会均等原理」の観点から、現今世界の強力な構造的変革がグローバル正義の一環として要請されると結論づけた。

以上の二報告に対して、押村高会員、伊藤恭彦会員よりコメントが行われた。押村会員は、平和研究とグローバル正義論を結びつけることに対して、ある種の慎重さが必要になるのではないかと指摘した。すなわち、一方で植民地支配の被害者のような弱者の視点を掬い取るこ

とは必要であるが、他方で正義の観念はあくまでも主体性ではなく普遍的妥当性の観点から定立されるべきである。また、グローバルな不正義における主体の存在、植民地主義を帰結主義的に評価することの是非についてもコメントがなされた。伊藤会員は、平和研究の一部として、「平和」とはどのような価値なのかという問いが示された。平和はしばしば、「〇〇がないこと」という消極的な意味で示されるが、喜怒哀楽のようなより積極的な意味づけがなされることもある。またこの点を敷衍して、平和と正義を同一平面上で論じることについても是非がある。さらに、ガルトゥングにおける構造的暴力論は確かに重要であるが、昨今の世界情勢を見ると、殺傷を伴う文字通りの直接的暴力の問題性を、平和論としてあらためて論じ直す必要があるのではないかと指摘された。

フロアとの質疑応答においては、グローバルな不正義の前提として、その存在に対して声を上げることができ

ない人々に対してどのようにアプローチすべきかという疑問、また「公正な機会均等」という個人中心的観念を、政治体の関係性の不正の議論に転用することが可能かどうかという疑問が示された。以上のように、本部会では、報告数を絞り、代わりに討論を増やすことにより、比較的余裕のある時間運営が可能となり、登壇者間の相互的議論や活発なフロアとの応答を交わすことができた。全体として、グローバル正義論の最新の研究動向を研究者間で共有するとともに、それを平和研究の主題と重ね合わせることについての意義や論点などが浮き彫りとなり、参加者にとって大変意義深い部会になったと考える。
(松元雅和)

部会 6 「ポストコロニアル状況と日本国憲法—未完の脱植民地化」 (「憲法と平和」分科会・開催校共催企画)

報告 1: 笹川紀勝 (国際基督教大学・明治大学)

「植民地主義と憲法—侵略と国際協調主義」

報告 2: 稲正樹 (元国際基督教大学)

「憲法革命の実現—脱植民地化への道筋」

報告 3: 宋連玉 (青山学院大学)

「『国民主権』が隠す植民地主義—在日朝鮮人が見る日本国憲法」

討論 1: 佐藤幸男 (帝京大学)

討論 2: 君島東彦 (立命館大学)

司会: 前田輪音 (北海道教育大学)

冒頭で、企画者である君島東彦さんよりこの部会の趣旨説明がなされた。すなわち、大日本帝国憲法から日本国憲法への変動は敗戦を契機としており、日本国憲法は戦後 (ポストウォー) の憲法であるが、同時に植民地帝国であった大日本帝国は敗戦によって他律的に植民地を失ったのであり、日本国憲法は「植民地以後」(ポストコロニアル) の憲法でもある。日本国憲法のポストコロニアル性 (植民地主義をまだ克服できていないこと) の自覚、分析、克服の方向性を探るのがこの部会の目的であるということである。

最初に、笹川紀勝さんより報告がなされた。笹川さんは大日本帝国が侵略、植民地支配へと向かった背景を探ったうえで、日本の植民地支配を清算したポツダム宣言の詳細な分析を行った。ポツダム宣言は日本国憲法制定の基礎でもある。ポツダム宣言第 12 項とトルーマンに指示されたバーンズ回答等の検討から、ヨーロッパにおける「降伏」には、徹底抗戦・全面殺戮を避けて無理やり降伏させる側面があること、勝者が敗者を服従させることが有効とされており、日本国憲法制定もその一環であり、かつそれは「正当な恐怖」である、ゆえに「押し付け憲法論」はあたらないことを指摘した。さらに、敗戦と日本国憲法を否定して、大日本帝國的価値観を復権させようとしている改憲派は、世界の民主主義的諸国民に敵対するものであるという。

次に稲正樹さんによる報告がなされた。稲さんは、日本国憲法制定＝「憲法革命」の真の実現 (「活憲論」) の一つの方法として、東アジアにおける平和と和解の実現、脱植民地化への道筋の明示が必要と指摘した。従来、憲法学は、①不明確にされた戦争責任、②東京裁判における「アジア不在」、③サンフランシスコ講和条約における国家賠償の免責、などにより、戦後処理・戦後補償

問題を正面から対象としてこなかったのではないかと述べた。

憲法前文の要請は、「戦争の惨禍」がもたらした内外の個人被害者に対する「重大な人権侵害」(国際法違反行為を含む) に対し補償を誠実に行うことにもあり、国会は日本国憲法前文にもとづき、戦後補償立法の制定や被害者の被害回復に対する義務を負っている。このように「平和憲法史観」に基づく憲法前文の歴史規範的解釈を発展・補強することにより、裁判的救済にとどまらず、和解と協調のための憲法政策を考究すべきであると述べた。国民的議論を起しアジア諸国に対する謝罪と被害者に対する個人賠償の検討を開始しなければならないこと、そのために日米安保と手を切る必要性など指摘した。

最後に、宋連玉さんからの報告では、冒頭で一枚の写真が示された。それは在日朝鮮人の民族学校の閉鎖に伴い、警察の暴力により子どもたちが排除されている場面である。1945 年、日本にいた朝鮮人の多くは日本の支配から解放され帰国するも、帰国前に日本全国で民族の言葉を学ぶ場として学校が設置される。その後日本の政策の変更のなか閉鎖させられていき、この写真の状況に至った。

在日朝鮮人 2 世の国籍は、生まれたとき日本国籍だったが、日本国憲法施行前日に外国人登録令により「外国人とみなされ」た。在日朝鮮人 2 世とは、植民地支配によって生まれた存在であり歴史的用語である。1952 年には日本国籍が剥奪され、出身地を示す「朝鮮籍」が与えられた人が日本国内に 2016 年現在でも 3 万人強いる。選挙権はなく、税金は払われ、1981 年の難民条約・国際人権規約を批准するまでは、国民年金・児童手当の付与もなく公営住宅入居する資格もなかった。日本国憲法が東アジアの平和に寄与する共有財産になるためには、

植民地主義の克服が前提となる。在日朝鮮人に対する人権憲章を作成すべきだ、と結んだ。

これら3名の報告を受け、2名の指定討論者が発言した。

佐藤幸男さんからは、戦後日本の平和学のスタートには、アジア植民地の問題は存在しておらず、核意識と平和憲法を座標軸にしながら冷戦の枠組みのなかでしかアジアを語ろうとしておらず、アジアの自主的な原理を見つけ出そうとする作業が欠落していたのではないかと、その初発に過誤があったのではないかと指摘した。

戦後日本の民主主義理解自体が（1949年ユネスコの8名の声明から平和学が始まったがそこでも）、西側の「民主主義」であり、自由主義的民主主義に力点を置き、植民地に反対する闘争のなかであらわれたアジアの民主主義を見ずにきた。戦後日本の平和学は憲法9条を軸に平和を語るが、それだけでアジアの問題を救うことができるのかどうか。民主主義・自治・自律を国家主義から解放して（地方自治の重視）、冷戦文脈で多大な被害を被った旧大日本帝国各地の人々——ここには沖縄の人々も含まれる——の生命と生活をまもることがわれわれの課題ではないかと指摘した。

君島さんは次のようなコメントをした。大日本帝国（多民族の植民地帝国）から日本国（国民国家）への転換が敗戦によって他律的に一夜にしてなされ、戦後日本は多民族の植民地帝国の記憶を一挙に忘却した。宋報告にみられるように、最も人権保障が必要なのは植民地出身のマイノリティであるのに、権利保障の対象になっていない。多くの憲法裁判をみればそれは明らかであり、問題である。これは人権保障の普遍性を追求する課題である。

植民地支配を克服しつつ東アジアでどのような関係をつくっていくのか。思想的文化的ポストコロニアリズムが続くなかで、東アジア諸国の民衆が、諸国政府によって国家安全保障を理由として敵対させられているの乗り越えて、国家を超えてつながり、国家を相対化する視点を持つことが課題であると指摘した。また、3人の報告者に対し、今の日本における中国・韓国・朝鮮蔑視はかつての大日本帝国の時代の蔑視とつながっているのかと問うた。

報告者からの回答として、宋さんや稲さんからはつながっていたともいえるとされたが、笹川さんからは、権力者の支配の在り方と民衆とは密接なつながりがある、戦後の日本はアメリカとつながることでのいろいろな問題に目をつぶってきた、現在も平和憲法を変えようという勢力に対する反発のもちにくさにあるのではないかと、だから今の憲法体制でも、徹底した平等や自由を守ろうということになかなかならない、それが先ほど来、在日朝鮮人や韓国人のおかれた状況の背景にあると思う、と回答された。

その他、参加者からの質問として、沖縄の問題は日本国内秩序での突破は難しく、国際秩序のコンテクストのなかで日本の司法を位置づけることは困難かと問われた。報告者の稲さんからは、裁判所だけでは解決できない、沖縄の問題は基地を押し付けた日本やアメリカにあるという立場から考えるべき、米軍は沖縄を植民地とみており、その点の解決が必要と述べた。

最後に、参加者からの残りの複数の質問を司会が読み上げ、報告者・指定討論者全員から一言ずつ述べ、終了した。

笹川さんからは、アイヌの問題について応答があった。ヨーロッパは伝統的国際法の論理から条約の形をとって先住民を侵略した、そこには支配構造がある。アイヌの場合、明治以降、統治組織があったのか、各種のアイヌの反乱はあったが学問の問題としてアイヌへの「侵略」とは言えなかった。わたし自身、開拓者の子孫として北海道開拓明治初期に先住民の支配からの恩恵を受けたことは間違いない。侵略と植民地支配の関係を考えるときに国際法の概念がかかわっている。伝統的国際法からみると、日本人はアイヌを侵略したとは言えないと考えたと述べた。

稲さんは、世界の平和運動が「国連平和への権利宣言」について懸命に運動してきたが中身のない残念な結果に終わってしまったなかで、私たちはもう一度憲法前文の随所にあらわれる事柄、たとえば平和に生きる権利、などの意味を再度受け止め、よりよい「平和への権利宣言」のもとになるようなものをもう一度つくり、日本側が発信していく必要がある、と述べた。

宋さんは、日本国憲法の条文の「国民」を「人民」に戻せるなら戻したらよい。午前の部会ではアイヌや沖縄が植民地とされていたが、私は在日朝鮮人の生活空間も植民地として残ったと考えている。日本は国籍を一方的に剥奪したが、外国人に市民権を認めていくなどで少しずつ変えていけばよい。大日本帝国から朝鮮半島のような植民地で何をしたのか、いまきちんと歴史教育をするべきと指摘した。

佐藤さんは、日本の日常的な生活空間にコロニアリズムの残滓が今なお色濃く残るなかでデモクラシーをどのように考えるのか、戦後とは、アジアとは何であるかをあわせて考えることが避けられない。大日本帝国支配圏あるいは「大東亜共栄圏」がこれからのアジアという創造的な空間と重なりあうのか疑問が残る、と述べた。

君島さんからは、上述した佐藤さんへ次のように応答した。

大日本帝国時代の「大東亜共栄圏」とこれからの東アジア地域秩序とは重ならないが、東アジア地域秩序＝東アジア共同体を考えるときに、世界はただちに「大東亜共栄圏」を連想する。われわれは「大東亜共栄圏」を自己批判し、負の遺産の克服＝脱植民地化の努力をしつつ、東アジアの平和秩序を追求するべき、と締めくくった。

ここからは本報告担当の前田の個人的見解であることをお断りする。本部会での議論の場に身を置きながら、大会1日目の平和教育プロジェクト委員会のワークショップを思い出していた。架空の島での先住民、植民・征服者など多様な立場に分かれて議論し、今回国連で採択された「平和のうちに生きる権利」の実現をめざし提言・策を考える経験をした。そこでは、本部会で宋さんが指摘した人権憲章に近いものも考え出された。紛争地で「非難よりも行動を」と要請した少女の言葉との重なりを感じつつ、具体的な策を考えていく必要を実感した。

学術研究は対象領域を限定せざるを得ないが、平和学会として憲法学の対象から半ば抜け落ちてきた植民地支配に端を発する人権侵害に、これからどう向き合っていくべきなのか、今後の継続した検討の場を望み、いささかまとまりのない報告になったことをお詫びしつつ、ペンを置きたい。

（前田輪音、君島東彦一部加筆）

部会 7 「軍学共同と大学のあり方」（開催校企画）

報告 1：山形定（北海道大学）

「北海道大学における防衛省研究費受け入れから考える」

報告 2：松本ますみ（室蘭工業大学）

「理工系大学における大学改革と軍事研究—北海道の地域貢献型大学から考える」

報告 3：杉山滋郎（北海道大学）

「日本学術会議の『2017年声明』を考える—歴史的視点から」

討論 1：池畑周直美（北海道大学）

討論 2：鈴木一人（北海道大学）

司 会：荒木肇（北海道大学）

1. 開催趣旨

司会者が本課題に関する事象を経時的に概説し、シンポジウムの趣旨を説明した。

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が 2015 年より公募され、その研究費総額が急激に増加した（2015：3 億円 2016：6 億円 2017：110 億円）。政権与党・自民党の安全保障調査会はこの方向を維持する提言を報告している。北海道大学では工学分野の研究課題が 2016 年に採択されたが、その経緯等は不明である。これに対して、大学内外から軍事研究への懸念が表明され、いくつかの大学では前述の研究費に応募しないと表明した。学術会議は 3 月に声明をだし、この研究費は「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘し、軍事的安全保障関連の研究について、その適切性を審査する制度設立を提言している。シンポジウムでは大学研究者として「軍学共同」の問題に当事者性をもって議論したい。

2. 報告 3 題と助言 2 題

報告 1. 山形 定（北海道大学）「北海道大学における防衛省研究費受け入れから考える」

現政権の軍事費増加、軍需産業化、兵器の海外輸出を推進する状況下で、大学が防衛省装備庁の研究助成制度利用は、新しい兵器開発のために大学が参加することである。科学的成果や技術が軍事用に使われる可能性を持つ現状の中、研究者は民生用に進めた成果が軍用に転換される危険性に注意することが必要である。しかし「あらゆる技術はデュアルユースであるから防衛省の研究費を受け入れてもかまわない」という主張は軍事的技術開発を行なうことに加担する論理である。

北海道大学では 2016 年 6 月 22 日に開かれた部局長等連絡会議で「デュアルユースに関する相談体制について」担当理事から説明がなされた。相談例には「デュアルユース研究の懸念のある研究活動の実施について」「防衛省等、国内外の軍関係機関からの共同・委託研究、研究資金援助などへの応募について」が挙げられている。しかし、2016 年の防衛装備庁研究予算の締め切りは 5 月 18 日であった。報道機関からの問い合わせも含め、北海道大学は申請および契約に関する経緯は全く明らかにしていない。

軍事的緊張を解消し、人類全てが自己決定権を行使できる世の中を目指すために必要な行動が何であるかを明らかにすることが現代における知の使命、大学が真剣に取り組みなければならない課題の一つである。

報告 2. 松本ますみ（室蘭工業大学）「理工系大学における大学改革と軍事研究—北海道の地域貢献型大学から考える」

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の公募や近年の地方単科大学の現況について以下を指摘した。第 1 に

2015 年から防衛省の予算で開始された「安全保障技術研究推進制度」への応募という踏み絵である。これは、研究者をデュアルユースの名目の下に経済的に動員していこうとする競争的資金である。第 2 に学長を中心とした教育研究評議会によるトップダウンの意志決定過程の確立である。第 3 に極端な業績主義、任期制教員の増加、研究者間競争の激化である。第 4 に 2016 年からの国立大学の 3 類型化と地域貢献型大学の地域との連携の強化の掛け声である。第 5 にリベラルアーツ科目の軽視、専門科目と英語の重視である。「産官金」から大学に求められている現実を直視しなければならないであろう。「産官金」から大学に求められている現実を直視しなければならないであろう。

報告 3. 杉山滋郎氏（元北海道大学）「学術会議の 2017 年声明を考える」

2017 年声明の特徴は、対象を大学に絞り、学問の自由の観点から、軍事研究は学問自主性や公開性に問題があり、安全保障技術推進研究制度は政府による研究への介入度が高い可能性を指摘した。

実際には大学以外の研究者が増えており、大学内の論理では不十分であり、社会を対象にした考え方が必要である。特にデュアルユースの問題があるので、研究の出口管理が重要である。2017 年声明を生かすには、学術界が信頼できる情報、長期的視点、諸問題の相互関係が理解できる情報と具体的事例に基づく議論が必要であると結んだ。

また、池氏と鈴木氏が以下を助言報告した。

助言 1. 池畑周直美氏（北海道大学）は、カナダ・ブリティッシュコロンビアは多民族主義の理念をもち、その教育がなされている実態が報告された。

助言 2. 鈴木一人氏（北海道大学）は国際政治学に携わる者として研究成果の出口管理の重要性を報告した。軍事・戦争概念が広がり、軍事研究の見極めが重要で、研究成果がどのように利用されるかを判断する必要がある。

3. 討論

以下のような論点があった。

(1) 防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の背景について

高度化する軍事技術において、日本もそれに参画して富を得る経済界の意向が働いている。そして資金面の困難を抱える研究者を誘う形で安全保障技術研究推進制度が登場している。

(2) 防衛装備庁は自衛隊の装備調達・開発・高度化のミッションを有する。その機関からの研究費提供は「軍事（への転用を含め）の利用」が想定されるので、申請者の意図とは別に軍事研究になるのではないか（つながるのではないか）との考えについてこの考えを指示する

意見と、社会的にみると単純にはそうならないとの意見があった。世界的な緊張関係の地域もあり、不測時の対応を懸念する声はある。鈴木氏は実際に国連機関で軍事関連研究を精査した経験があり、実用場面・出口での評価が必要である。

(3) 2017年声明の生かし方や課題について

この声明はあくまで「学問の自由」の論点でまとめられており（憲法9条との関連議論はない）、主たる対象は大学研究者である。今後社会的な合意形成が必要であろう。

(4) 大学の中での平和希求（武力紛争を回避）に関する教育について

カナダでは多民族を前提としてプログラムが構築されており、異なる民族が常に一緒に授業を受け、協働する環境が重要である。ASEANのように地域連合で紛争回避

に努力している地域もある。平和をつくる力は何か、武器でそれができるのか、そのようなリベラルアーツ教育が重要である。

(5) 大学構成員や学生の討論や行動について
室蘭工大では軍事研究に懸念を表明する教職員の行動が、安全保障技術研究推進制度への安易な応募を止める力になった。軍事増強（各地に攻撃）で福祉や教育予算が減じられているアメリカの現況をしっかりとみつけ、軍事関連研究には注視する必要がある。

司会者より、大学は社会的存在であり、大学の考え方を社会に提示して討論されてこそ、大学そのものも、平和のあり方の議論も発展できると結んで、閉会しました。（荒木肇）

自由論題部会1（単独報告1）

報告1：奥田孝晴（文教大学）

「『コメ』と『核』と『トウホク』とー『周辺部イデオログ』たちから見る中枢-周辺構造研究アプローチ」

討論：佐々木寛（新潟国際情報大学）

報告2：森山拓也（同志社大学）

「トルコの市民社会における反原発運動の位置づけ」

討論：毛利聡子（明星大学）

報告3：安積遊歩（ピアカウンセラー）

「福祉は平和の具体化—優生思想を超えて、いのちの平和論へ」

討論：伊藤勲（NPO法人やまぼうし/法政大学大学院）

司会：毛利聡子（明星大学）

本部会は自由論題部会であり、3名の会員より報告が行われた。単独報告であることから、それぞれの報告に対して個別の討論者より、考察・コメントがなされ、その後、会場から質問を受け、報告者が応答するという形で進行した。

第1報告者の奥田孝晴会員は、中心-周辺構造の分析手法を用いて、「『コメ』と『核』と『トウホク』とー『周辺部イデオログ』たちから見る中枢-周辺構造研究アプローチ」と題する報告を行った。国際協力学を専門とする奥田会員は、日本国内にも中心-周辺構造の相似形が現存し、それは権力の非対称構造という歴史的なプロセスを経て形成されてきたと説く。なかでもトウキョウ（中心）によるトウホク（周辺）の支配構造は、すでに江戸期から始まり、安藤昌益らによる幕藩体制へのラディカルな批判を生んだとの考察がなされた。一方、トウホクの後進性こそ大日本帝国が対外膨張に邁進する理由となり、石原莞爾らによる反中央支配を訴える対抗的ナショナリズムのうねりが見られたものの、戦後の国土開発政策は東北地方の周辺化を固定化し、その中で原子力発電所が持ち込まれ、現在につながる既得権益集団によるトウキョウ（中心）-フクシマ（周辺）の差別的構造が固定化されたとの指摘がなされた。

討論者の佐々木寛会員からは、奥田報告は平和学会らしく学際的かつチャレンジングな分析が行われているとし、コメと核を支配のメディアとして取り上げた点が興味深いとのコメントがなされた。また、「なぜ福島の人自身は怒らないのか」という疑問（これは報告者が実際に自身の学生に対して行った質問でもある）については、被差別側が支配構造の中に入っていくという差別・被差別の両者が交錯する状況は沖縄でも見られ、この問題をどのように理解していくかは平和研究の今後の課題である

ことが浮き彫りになった。フローからは、3.11後の福島の復興政策（除染も含む）も新たな支配の構造になっているように見えることから、今後の研究の射程に入れるかどうかという指摘があった。

続いて、第2報告者の森山拓也会員は、トルコでの現地調査にもとづき、「トルコの市民社会における反原発運動の位置づけ」というタイトルのもと、報告を行った。その中で、同運動がイデオロギーや既存の政治的立場を超えた広がりを持ちうる運動、国の開発政策に対する対抗型の運動という特徴をもつことを明らかにするとともに、企業利益優先の政治への異議申し立て・開発における意思決定の民主化を求める運動であると位置づけた。討論者の毛利聡子会員からは、討論のポイントとして3点が指摘された。一つは、トルコの反原発運動を新しい社会運動の一つと捉えるならば、同運動に見られる人々の不満、変革志向性、集合行為は何かという点である。二つ目は、同運動が開発優先主義への対抗運動であるとするならば、原発事故に伴う放射能汚染から環境を守るという運動にとどまらず、脱原発も志向しているのかという問いである。そして三つ目は、トルコの反原発運動は、これまでどの程度、トルコ政府の政策に影響を与えることが出来たのか、また、運動によって意思決定の民主化はどこまで進んだのか、という問いである。フローからは、強権化の傾向を強めるエルドアン政権の下、市民運動の活動領域はどのような制約を受けているのか、また、トルコ的な反原発運動の特徴を明らかにするためにはトルコ政治の特徴をも分析する必要があるのではないか、日本の反原発運動は反核運動も含んでいるがトルコではどうか、といった質問がなされ、活発な質疑応答が行われた。

そして、第3報告者の安積遊歩会員は「福祉は平和の具体化—優生思想を超えて、いのちの平和論へ」と題する報告を行った。本報告は、FGM とアルビノの問題から始まった。これは、FGM やアルビノの人々に加えられる暴力が、報復殺のターゲットとして使われた当事者として、平和とは何かを日常の暮らしの中から考察した。そして、福祉こそが平和の具体化であると提示し、貨幣経済によって構築された優生思想を核とする差別的システムの数々が平和を阻害していると説いた。討論者の伊藤勲会員からは、自身が運営する障害者就労支援センターでの取り組み、そして昨年7月に元私設職員が起こした「津久井やまゆり園事件」の事例にもとづき、二つの問いかけがなされた。一つは、重度の知的ハンディがある人が地域で生活できる社会に向かう上で障壁となっているのは何か、もう一つは、差別解消法が制定された今

も、崇高な理念は掲げられたままで大きな改善がなされていないのは、強者が弱者や少数者を消す論理が依然として残り、内なる差別意識が常態化しているからではないか、という問いである。こうしたコメントに対し、安積会員からは、国の当事者意識の欠如が問題だと指摘するとともに、人の悲しみを感じることなくして戦争は止められないこと、そして、障害をもつ人の隔離や保護ではなく、よりよい相互依存が身体に不自由さを持つ人々の自立を促すこと、すなわち対等な生命権の構築が平和の具体化に資する点が強調された。「平和なくして福祉なし、福祉なくして平和なし」という言葉の重みを会場の参加者一同が強く共有することのできた報告であった。(毛利聡子)

自由論題部会2(単独報告2)

報告1: 柳原伸洋(東京女子大学)

「両大戦間期ドイツの民間防空における「平和」の敗北—「守り」のイデオロギーとの相克—

討論: 木戸衛一(大阪大学)

報告2: Pathmasiri Jayasena(福岡女子大学)

「スリランカの紛争および紛争後復興をめぐる中印の外交戦略—地政学のリアリティー—

討論: 松田哲(京都女子大学)

報告3: 申鉉旰(立命館大学)

「韓国憲法における平和条項の制定過程と特徴—「二つの法体系」論に照らしてみた平和条項の構造—

討論: 稲正樹(元国際基督教大学)

司会: 杉木明子(神戸学院大学)

本部会は自由論題部会であり、三名の会員が個別に報告を行い、それぞれの報告に対して三名の討論者がコメント・考察を行った。第一報告者の柳原伸洋会員は、両大戦間期のドイツにおいて、空爆に対する民間防空に焦点をあてた報告である。本報告では、まず平和運動がどのような点で「失敗(敗北)」したのかを考察し、「守り(民間防衛)のイデオロギー」と平和(主義)の関係性を明らかにした。第一次世界大戦後、ドイツでは空爆の「脅威」が防空指導者によって恣意的に流布され、民間防空の必要性が宣伝された。民間防衛は、多くの場合において、当然の権利とみなされて、住民全員が関与する民間防空は「民主的」とされみなされる場合があった。しかしながら、民間防衛は動員を前提としており、それ故に、異なる政治的、イデオロギー的立場をとる人々が戦争に動員されることとなった。このような経緯をふまえ、柳原会員は「守り(防衛)」と平和の関係性を分析する必要性を今後の研究課題として挙げた。討論者の木戸会員は、本報告が時代や国が異なりながら共通する問題があることを述べた。その上で、ナチス期には防空が軍産複合体の一環として実施され、防衛活動がユダヤ系住民の可視化に利用されたことを指摘した。

第二報告者のジャセーナ・パスマシリ会員の報告では、まず、スリランカに関する基本情報(歴史、民族構成、言語)と内戦に関する説明が行われた。次に、スリランカと他国との関係を検討するうえで重要なスリランカの地政学的な優位性を論じ、スリランカとインドとの歴史的關係を述べた。そして、ラージャパクサ政権期に急速に緊密となってきたスリランカと中国の関係を概観し、中国の「一帯一路」構想・「真珠の首飾り戦略」の観点から中国・スリランカ関係の意義が考察された。討論者

である松田哲会員からは、インドと中国を利用したスリランカの自主外交の可能性、インドの上海協力機構に加入に伴う、スリランカの立場の変化、および中国の関与が内戦後のスリランカにおける和解にどのような影響をもたらすのか、といった質問がよせられた。

第三の報告は申鉉旰会員による韓国憲法の平和条項に関する分析である。報告では、まず韓国憲法における平和条項に関する歴史的背景、基本思想となる侵略戦争否認に関して説明がなされた。また平和条項の特徴として、軍隊と個別的自衛権の容認が指摘されている。しかし、現在の韓国には、安全保障に関する様々な法律・条約があり、憲法においても平和主義的要素と安全保障的要素に該当する2つの法体系があると指摘する。同時に憲法内に基本的人権と国家の安全保障という2つの法体系があることも示唆し、今後の研究課題を提示した。討論者である稲正樹会員からは、冷戦思考が韓国憲法にもたらした影響、冷戦時代の安保至上主義が市民や専門家にもたらした影響、平和条項と安全保障の優先順位などに関する質問が寄せられた。

本部会は自由論題の部会であるため、報告のテーマや報告の射程となっている専門分野も、地域も、時代も異なっていたが、様々な観点から多様な事例を分析することによって、平和や国防・安全保障、対外政策を検討する場になっていたのではないかと思われる。フロアからも多数の質問がよせられ、活発かつ、刺激的な議論が展開された。この場を借りて、改めて本部会にご協力いただきました。報告者、討論者および参加者の皆さまにお礼申し上げます。

(杉木明子)

自由論題部会3 「平和への権利国連宣言を活用するために」 (パッケージ報告1)

報告1: 飯島滋明 (名古屋学院大学)

「平和への権利宣言は平和概念 (平和の定義) にどのような意味を持つか」

報告2: 阿知良洋平 (室蘭工業大学)

「足元の生活から考える平和への文化の学習」

報告3: 前田朗 (東京造形大学)

「脱植民地主義と平和への権利宣言の接合——レイシズム、ヘイト・スピーチも含めて」

司会: 笹木潤 (弁護士)

本部会では、「平和への権利宣言」が国連総会で採択されるまでの経緯、「平和への権利宣言」の意味内容、そして北海道や植民地主義の現実を前提として、「平和への権利宣言」をどのように活用できるのかという視点から報告・議論がなされた。

(飯島滋明)

自由論題部会5 「アイヌと琉球民族にとっての植民地主義と憲法—脱植民地化のための平和学/平和学の脱植民地化に向けて—」 (パッケージ報告2)

報告1: 高良沙哉 (沖縄大学)

「憲法を求め続ける琉球/沖縄と植民地主義」

報告2: 上村英明 (恵泉女学園大学)

「先住民族: 脱植民地化の平和学と憲法——『近代国民国家』の再検証と平和学」

討論1: 前田朗 (東京造形大学)

討論2: 清未愛砂 (室蘭工業大学)

司会: 藤岡美恵子 (法政大学)

本部会は「日本」が抱える二つの植民地 (北海道/アイヌモシリと沖縄/琉球) に対する植民地主義の影響を平和研究が十分に認識してこなかったのではないかとの問題意識の下、脱植民地化に寄与する平和学のあり方を提起し、植民地主義が平和学そのものにどのように作用しているかを探ることを目的としたものである。

高良会員は日本国憲法に憧れを抱き憲法学者になつたにも関わらず、沖縄にとっての屈辱の日 (4月28日) を日本政府が「主権回復の日」として祝った2013年のその日に、日本政府との「決別」を決意したと語った。基地の「県外移設」の約束に対して日本は冷淡な態度をとり続け、反基地運動のリーダーを長期勾留するなど国家ぐるみの弾圧を強めている。基地集中により憲法の保障する平和的生存権が侵されているにも関わらず、沖縄への差別が語られない。憲法学も平和憲法と安保という二つの矛盾する法体系から生じる人権侵害について十分に語ってこなかった。県外移設が進まない要因の一つに、沖縄人自身が植民地主義を内在化し自己統制をしてきたことが挙げられる (例えば、豊見城市議会は国連各委員会に対し「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書を採択)。同時に自治の強化や独立を求める動きも活発化している。日本の公安は琉球独立議論が中国に有利に働くと警戒しているが、琉球/沖縄はどこかの国の所有物ではない。自己決定に関わる問題だということが理解されていない。高良会員は、植民者の側に求められるのは、日本による侵攻の事実を隠蔽せず、その補償に向けて協議すること、高度な自治の保障、先住民族が主体となる審議会を作り政府と直接話合える体制を作ることなどであり、再び武力によって弾圧・支配しないこと、日米の軍隊を撤去することも重要だと提起した。

上村会員は、資本主義を土台とし「文明化」と「同化」を政策理念とする近代国家の暴力装置 (西川長夫)

である植民地主義は、「文明化」を理念とするがゆえに反省がないとした上で、日本は第二次大戦後すべての植民地を放棄したという権力サイドの言説を知識人が疑わず、継続する植民地主義を放置してきた。憲法学者を含め知識人が植民地主義を内在してきたことの証左であると指摘した。1943年以降の樺太の場合のように、圧倒的人口格差と多数者集団の無関心・偏見があれば「本国化 (内地化)」しても十分に支配可能と判断されれば「植民地」も同一法体系に置かれる、すなわち国民国家内で植民地主義は継続される。他方、内地という同一法体系にあるから植民地ではないと言われても、現にアイヌ民族は戸籍制度で「旧土人」として、実質上、別戸籍化あるいは異法地域化の下で支配された。しかし知識人はそれを問題にしようとしてこなかったと報告した。先住民族にとっては日本の憲法体制は民主主義化しても「数の暴力」でしかない。もしも先住民族が自己決定権を行使して日本という国家の中で共存する道を選ぶのであれば、植民地責任と独自の歴史・文化、自己決定権を認める多元的な憲法や、民族の独自の諸権利を承認する法体系が必要になる。これは、アイヌや琉球など植民地化された人々ではなく、多数者こそがその責任において考えるべきことだとの提起がなされた。とくに、多数者は昭和の軍国主義に対する反省は行ってきたが、明治維新以降の近代化と植民地支配の関係を再検証する必要がある。

討論では前田会員が、ポストコロニアリズムや植民地主義の継続の議論は重要だが、植民地支配責任の根幹にある植民地支配犯罪を明らかにする必要があると強調した。また、日本国憲法には平和主義、国際協調主義といったレイシズムを克服できる側面がありつつも、それ自体がレイシズムを隠蔽する機能を果たしてきた。一方、旧植民地出身者を排除した「日本国民」が主権者とされ、天皇が象徴としていだけられるなどレイシズムを助長す

る側面がある。克服する側面と助長する側面の間の矛盾が表に出ないように憲法が解釈・運用されてきたことにより、植民地主義構造が温存されてきたと指摘した。

清末会員は、日本は戦後、(一部の)植民地を放棄することになったが、その過程から現代にいたるまで植民地支配の責任を問うことをせず、日本国憲法は「平和主義」の名の下でその状況を覆い隠してきた側面があると指摘した。しかも、日本に残る植民地である沖縄と北海道には憲法は事実上適用されず、建前上保障されている憲法上の権利を求めるといっても日本政府は耳を貸さない姿勢を貫いてきた。多元的連邦憲法を目指そうにも、植民地支配に関する共通の認識がなければ到底国会での発議や国民投票にたどり着くことはできない。よって研究者にとってまず必要なのは、植民地主義に対する自覚をもち自らを植民地主義者と認めることであるとの認識が示された。また先住権を憲法に明文規定するだけでは現実を変えることはできず、同時に、尊厳の回復を憲法上保障することが必要だと提起も行われた。しかし、そこに至るには非常に長い時間がかかるため、その間、憲法上の権利の平等な保障のために努力することも同時に必要であり、その点では、自衛隊の存在を明記する「加憲」が行われたとき、それが沖縄のさらなる軍事化など植民地にどのような影響を及ぼすかという視点をもつべきだと指摘があった。

質疑・議論では、高良会員が、沖縄の独立運動が活発になったら自衛隊が鎮圧してくるのではと危惧していると述べ、参加者の沖縄出身者からも同様の声が上がった。沖縄が求めているのは地方自治法上の自治か、独立かという質問に対しては、沖縄の中でも意見は一致しないが、独立に向けた地道な理論構築の動きがあるとの回答があった。また、独立するか否かは琉球/沖縄人が決定する

ことであり、宗主国の日本には決定権がないという点が強調された。

上村会員は、被支配集団の中で民族意識が一枚岩でないのは、植民地支配によって分断されているために当然であると指摘。また、植民地支配の形態は地域、時代によっても異なり、例えば琉球に対しては、琉球も同じ日本民族であるとして民族の統一という言説が使われた。一方、アイヌは異民族であることは歴然としていたため、徹底的な同化政策により民族の消滅が図られた。このように植民地化の形態が異なるため、それに対する脱植民地化の運動も異なるとの説明が行われた。そして、2018年に「北海道150周年事業」が計画されているが、それを機に改めて北海道の植民地化と明治維新以降の日本の近代国民国家化の過程を根本的に問い直し、その検証との関係で現在起きているさまざまな問題を考えていくことが重要だ。例えば、「少年よ、大志を抱け」のクラーク博士の有名な言葉の「少年」にアイヌ民族が含まれるのかを真剣に検証してほしいとの提起も行われた。

「北海道150周年事業」に関連して、植民地化とその継続という問題に光をあてるべく平和学会として声明を発表するなどの活動をすべきだという意見提起が参加者からも上がった。こうした具体的活動も含め、研究者自身が自らに内在させた植民地主義を捉えなおし、脱植民地主義のための研究・実践に取り組んでいく必要性を多くの参加者が共有できた部会となったのではないかと考える。

(藤岡美恵子)

エクスカージョン 「アイヌ民族と歩く北大キャンパスエコツアー」 (共催：日本平和学会北海道地区研究会+ウエトゥレンテ)

2017年7月2日、大会2日目の日曜日の午後14:10、クラーク会館前で集合し、キャンパスエコツアーを実施した。天気予報では曇りと雨マークであったものの、幸い雨は降らず、快適な天候に恵まれた。講師には、樺太アイヌである檜木貴美子さん、北海道アイヌである川上裕子さんをお招きし、スタッフを入れて総勢23名で元氣よく出発!

一つ目の訪問は、北大キャンパスから道路を一本渡ったところにある偕楽園と精華亭。ここには、かつてアイヌコタンがあった。1879年(明治12年)1月1日に鮭を捕ることも、木の伐採も、鹿の狩猟も禁止された。それまでのアイヌの暮らしが維持できなくなり、コタンに住んでいたアイヌは石狩方面に移住を余儀なくされた。精華亭は、1880年(明治13年)に天皇の休憩所として建設され、1881年(明治14年)9月1日に、明治天皇が訪れた際、樺太アイヌが踊りを披露した場でもある。当時は、競馬場がその付近にあって、野生馬を捕獲するのに樺太アイヌが動員されたといわれている。講師のお二人が当時の情景が思い浮かぶような語り口でお話をされた。精華亭の中へ入り、全員で輪になって座り、講師のお二人からさまざまなお話を伺う。アイヌの歌や楽器の演奏も披露してくれた。

精華亭を出て、北大キャンパスに戻り、サクシュコトニ川を歩く。今の川は鮭が捕れるようなものではないが、1935年(昭和10年)ごろまでは鮭が遡上していた。そ

の後住宅地が増えて、1951年(昭和26年)ごろ川が枯渇し、ライサツベツ(アイヌ語で乾いて死んだ川)になってしまった。2002年(平成14年)のサクシュコトニ川の再生事業によって、札幌市南区(※北大は北区)藻岩浄水場からパイプを通して水を引き、現在の姿となる。サクシュとはアイヌ語で浜に最も近いという意味であるが、この付近に浜はなく、豊平川を指していると言われている。コトニは窪地という意味である。

歩く途中にも、様々な木々や植物があり、その一つ一つを説明してくれる。アイヌ民族の生きた知識に触れながら、川がせせらぐ中央ローンを歩き、図書館の横から裏道を散策する。北大キャンパスの中でも有名なボブラ並木を目指し、博物館の裏を散策する。そこはさながら森の中に迷い込んだかのような自然あふれる場所、どの植物がどのように活用されるのか、自然の中でアイヌがどのように暮らすのかについて丁寧に説明してくれる。カツラ(和名)はアイヌ名でランコという。ランコが群生している場所は地名にもなって、ランコシ(現北海道磯谷郡蘭越町)となった。アイヌがチブ(船)を造るとき、材料をランコとするものが一級品とされていた。

ヨモギは、茹でてその湯気を体にあて、汗を出して体を回復させた。シケレベニ(和名キハダ)は、木の内皮を万能薬として、齧ったり煎じたりして摂取した。その甘い果実を生食したり、乾燥してラタシケブ(アイヌ語で混ぜものという意味。樺太アイヌは、海産物と山菜を

混ぜたものを魚卵で味付けする)にいれたりする。果実を煮詰めて、ぜんそくや胃が痛いときに飲む。しもやけには果実とサイハイラン(アイヌ語ではハッキリ)つぶして混ぜて患部に塗ることで効果がある、といった説明がされた。

形式ばった講義とは違い、アイヌ民族のお二人と気楽に話ながら歩くキャンパスエコツアーでは、参加者がそれぞれの素朴な疑問などを講師に尋ねることができた。アイヌが生活していた場を歩きながら、かつてここが北海道ではなく、アイヌモシリー人間の大地であった時代に思いを馳せる。それは、今回の大会テーマ「植民地主義と憲法を北海道/アイヌモシリーで問直す」を、ア

カデミズムとは異なる相で捉えなおす機会でもある。気さくな講師のお二人は、それぞれの場所がアイヌにとってどのような意味をもつか、明るくお話しをしてくれる。しかし、北大のキャンパスでは「かつてアイヌ民族がここで暮らしていた」と記されているものはなにもない。それがどのような現在を照射するのかについて、それぞれが感じるものがあつたと期待したい。

(石原真衣)

映画「憲法を武器として～恵庭事件 知られざる 50 年目の真実～」(稲塚秀孝監督) 上映会

挨拶：稲塚秀孝、野崎健美

司会：前田輪音(北海道教育大学)

55 年前の 1962 年、米軍そして自衛隊の演習による度重なる被害への多くの対応策の一つとして北海道の自衛隊島松演習場内の通信線を切断した野崎牧場の兄弟は、自衛隊法 121 条「防衛の用に供する物を損壊した」罪で起訴された。公判の約 3 分の 2 は自衛隊の実態審理を含めその合・違憲の議論に費やされる歴史的裁判となった。にもかかわらず 1967 年の判決(一審判決・確定)は、被告人を無罪とするも憲法判断は回避された。今年で判決 50 年目を迎える。

上映会場となった講義室の 150 名ほどの席はすぐに埋まり、講義室の後ろ・横・通路なども立ち見・通路での座り見で文字通り会場は満員となった。数日前に地元の地方紙でとりあげられたことも影響したと思われる。

上映の前に司会から恵庭事件の概要を示し、稲塚監督より現政権をにらんでこの映画の狙いを述べた。あいにく、機器の不調により上映までに 15 分ほどかかったがその間、司会から監督の取材先や見どころのいくつかを解説し参加者の関心を高めることに寄与した。上映後に、野崎健美氏からの数分にわたる挨拶で締めくくられた。

映画は、稲塚氏が高校時代に野崎牧場に直接取材をしたうえで制作した演劇「叫び」の再演から、「事件」当

時の野崎牧場の騒音被害の状況、および抗議した先の自衛隊にどう対応されたのかなどが示された。あわせて、この映画用に、裁判にのぞんだ弁護団や公判の様子を一部再現した演劇を縦軸に、要所要所で被告人とされた野崎健美・美晴氏・複数の弁護士や憲法学者・キリスト者平和の会の支援者など関係者の証言を横軸として構成されていた。最後に元裁判長の家族による告白はまさに「知られざる 50 年目の真実」といえるだろう。

集まった参加者は、学会員はもとより、当時の恵庭事件を見知った方が大半だったようだが、なかには予習して上映にのぞんだ若い学生の姿もあった。

自衛隊の集団的自衛権行使が具体的に法制化され施行された今日、恵庭事件にまつわる諸事実は、これからの日本の未来を考えるための重要と言えよう。

なお、今回の上映は、稲塚監督により約 1 年前から持ち込みを打診されたもので、約 1 年の取材期間を経て上映 3 日前に編集を終えたばかりの出来立てほやほやであった。その後、一部撮りなおし再編集を経て最終的に 110 分の作品となり、8 月下旬から随時一般上映に入るところである。

(前田輪音)

分科会報告

「軍縮・安全保障」分科会

テーマ：自衛隊—国際協力と災害派遣をめぐる論争と新たな展開

報告 1：中村長史(東京大学)

「自衛隊と集団安全保障をめぐる『政策効果論なき政策論争』」

報告 2：上野友也(岐阜大学)

「大規模災害における自衛隊の役割—調整と協働のあり方—」

討 論：遠藤誠治(成蹊大学)

司 会：佐藤史郎(大阪国際大学)

今回の分科会で掲げたテーマは「自衛隊—国際協力と災害派遣をめぐる論争と新たな展開」である。まず、中村長史会員は、「自衛隊と集団安全保障をめぐる『政策効果論なき政策論争』」と題する報告をおこなった。中村会員は、集団安全保障(ここでは国連安保理の許可を得た多国籍軍のみならず PKO も含む)への日本の参加

／協力をめぐる議論が、当該政策の実施が法的に許されるのかどうかを議論する「法律論」に偏っており、当該政策の実施により所期の目的が達成されるのかを議論する「政策効果論」がなされていないと指摘した。そのうえで、(1)なぜこのような状況が生まれたのか、(2)法律論と政策効果論を兼ね備えた政策論争をおこなうた

めには何が必要かについて、検討をおこなった。その結果、(1)については、政策エリートと一般国民との間に存在する安全保障に関する情報の非対称性を指摘した。

(2)については、多国籍軍や PKO を派遣した場合の効果をめぐっては学術的にも議論が割れていることを紹介し、自衛隊が派遣された事案の事後検証をおこなうことがまずは必要であると主張した。

つぎに、上野友也会員は、「大規模災害における自衛隊の役割—調整と協働のあり方—」と題して、報告をおこなった。上野会員は、「ビックレスキュー東京2000」や東日本大震災の生活支援活動を事例に、保守勢力（自衛隊の災害派遣を積極的に活用したいと考えている勢力）が主張するように自衛隊を災害対応の中心に置くのではなく、また革新勢力（自衛隊の災害派遣に否定的な勢力）が主張するように自衛隊抜きでの災害対応も追及できないことを指摘した。そのうえで、自衛隊は行政・民間組織の自主性を尊重しつつ、災害対応のための調整と協働をする必要があると主張した。その際には、自衛隊は、国際的基準や派遣三原則に基づいて、行政・民間組織の災害対応能力の回復に応じて、早期に災害対応業務を移管することが求められているとも主張した。

「難民・強制移動民」分科会

報告：宮塚寿美子（國學院大學栃木短期大学）

「北朝鮮難民（脱北者）の日本生活定着過程における政治的・社会的要因」

討論：池田丈佑（富山大学）

司会：小泉康一（大東文化大学）

今回の分科会では、北朝鮮難民（脱北者）が日本で定着してゆく上で生じる諸問題に焦点を充てた報告と、関連する討議とがなされた。2017年6月に国連難民高等弁務官事務所が発表したところによれば、全世界における強制移動民の総数は約6560万人である。これは、第二次世界大戦以降もっとも多い数字であるが、そのうち約14500人が日本に関連している。宮塚報告は、数の上でも事象の内容という点でも、日本における難民・強制移動問題において十分に学問的関心が向けられてこなかった出来事に焦点をあてたものであったといえよう。

この報告で扱った「北朝鮮難民（脱北者）」とは、主に、1950年代以降実施された朝鮮半島への帰還事業によって北朝鮮へ戻った在日朝鮮人とその家族（いわゆる日本人妻）で、その後日本にむけて「脱北」した人びとのことを指す。報告では、途中、関連したテレビドキュメンタリーの放映を挟みながら、「脱北者」研究の現状や、日本における「脱北」者の生活状況などが詳しく取り上げられた。学問的には、脱北者研究のほほすべてが韓国に向けてのそれを対象としたものであり、日本に向けて逃れてきた人びとを扱ったものが皆無に近い状況であるという指摘が重要であった。一方で、そのような人びとに対する支援のネットワークがどの地域で行われてきたか、またいかなる問題に直面しているか等については、問題の背景、現代における政治的含意、そして生活が十分に保障されていないという人権問題的状況が複雑に錯綜するなかで慎重な検討を必要とする。分科会では、以下のように、活発な議論がなされた。

まず討論者からは、①「脱北者」を受け入れるネットワークの状況はどのようなものか（回答：東京・大阪で1カ所ずつ、NGO中心で10名程度のネットワーク）、②定住先となっている地域において、自治体からの支援はあるか（回答：まったくない）、③「脱北希望者」は

以上の報告に対して、討論者の遠藤誠治会員は、自衛隊はそもそもとして、PKOや災害対応の活動において、どのくらい役に立つのか、またそれがどのくらい日本の安全保障に役に立つのか等の質問をおこなった。さらに、前田哲男が指摘しているように、国際協力という点で、自衛隊は相手を「殺す」のではなく「生かす」という存在になるべきではないかとの問題提起もなされた。そのほか、フロアーからも多くの質問がなされ、たとえば、政策効果における政策とは、誰の、誰に対する政策なのかといった質問がなされ、議論は大いに盛り上がった。（佐藤史郎）

高齢化し、また若い世代との間で齟齬が生まれているのではないかと（回答：平均年齢は50歳をこえ、3世代にわたる場合もある。中国までは移動するが、高齢のため日本行きをあきらめる場合もある）という質問が提起された。これに加えフロアからは、④まったく関係のない脱北者はくるのか（回答：くる）、⑤脱北をとりもつ「ブローカー」はどのように活動しているか、⑥そもそもきつかけとなった帰還事業をめぐる責任をどう考えるか、といった質問や議論が寄せられた。討議では、⑤⑥に議論が集中した。朝鮮族中国人のほか、脱北者自らがブローカーとなっていること、帰還事業をめぐる責任問題は朝鮮側（総連）への批判と日本側（政府・日赤）への批判とがあること、帰還をめぐる責任に加えて、仲介をめぐる責任問題についても考える必要があること、等が指摘された。

今回の分科会は、取り扱った事象の性格や論点の多さからみても、充実した内容のものであった。その上で今回の報告を強制移動という広い文脈に再度置いてみると、次の3点が重要であると思われる。まず、「脱北者」問題が示した、強制移動問題のもつ政治的性格である。1990年代以降、ともすれば注目されがちであった人びとの「大量流入」というもう一つの側面と併せ、強制移動現象は複眼的・立体的に補足されるべきであることを、この問題は再度示唆しているといつてよい。次に、「脱北者」問題は、(a) そもそものきつかけとなる移動（戦時期の徴用）、(b) それに対する「解決」（帰還事業）、帰国した先で生じた(c) 「迫害」に対する「恐怖」ゆえの移動と、(d) ブローカーを軸にネットワーク化された「脱北」という複合構造をなしている。強制移動が多重性を帯びているという理解は、グローバル化が進む今日、他の事例を考える上でも有用であろう。最後に、今回の問題は、強制移動の被害者・当事者が世

代を跨がって展開しており、場合によっては世代間において問題意識や定任意識等に乖離が生じることも示している。具体的には、たとえば就労をめぐる意識のずれとして表面化したわけであるが、強制移動をめぐる国際体制が数世代を跨いで本格的に機能しはじめた昨今の状況

を考えるなら、その枠内で暮らしを営む難民や避難民が、世代をこえてどのようにこれから生きてゆくのかという点は、今後一層重みをもつものとして捉えられなければならないように思われる。

(池田文佑)

「公共性と平和」分科会

テーマ：グローバルズム・リージョナリズム・ナショナリズムと公共性

報告 1：中村文子（東北大学）

「規範普及の地域政治 —東アジアにおける反人身売買対策を事例として」

報告 2：岸野浩一（関西外国語大学）

「グローバル政治経済における社会性と公共性—『国際社会』概念の問い直しへ向けて」

報告 3：伊藤健一郎（立命館大学大学院）

「戦中派の批判意識と靖国問題 —排外的ナショナリズムによる『追悼』の領有のなかで」

討 論：金敬繁（早稲田大学）

討 論：上原賢司（横浜国立大学）

司 会：横田匡紀（東京理科大学）

今回は 3 名の若手研究者による研究報告を行った。3 つの報告の分野は多岐にわたるが、根底にある問題意識としては、グローバルズム、リージョナリズム、ナショナリズムといった公共空間の変容があげられよう。なお当日は聴衆として 19 名が参加した。

第一報告では、北東アジアでの人身売買を巡る各国の対応の相違を事例としてとりあげた。まず安全保障化概念、人身売買の定義と現状に言及した。その上で、国際関係論におけるコンストラクティビズムの観点から規範普及の理論枠組みを提示し、規範のライフサイクルにおいて地域機構が有用であることを示した。次に北東アジア地域の中で中韓日 3 か国の事例検討を行い、中国では組織犯罪、韓国では売春、日本では入国管理の問題として捉えられていることを示し、その現状を考察した。最後に、人身売買の問題の解決にあたっては、北東アジア地域の各国で共通の問題意識を醸成すること、非国家組織や市民社会と地域機構とが連携していく必要性を提起した。

第二報告では、政治経済の視点からの「国際社会」概念の問い直しに主眼を置いた。まず問題関心として、ナショナリズムがグローバルズムやリージョナリズムと対立し、平和にとって脅威となっている点を指摘し、英国学派の「国際社会」概念で捉える必要性を提起した。次に英国学派の「国際社会」概念を概観し、従来の「国際社会」概念は地域や経済の視点が十分ではないと指摘した。その上で、リージョナルなレベルを取り込んだ国際社会論を展開したブザンの議論、インターステイトシステムと資本主義的な世界経済システムの関係に注目したウォーラーステインの議論をとりあげた。最後に、共存の論理を見出していくことや思想的な分析の必要性を指摘し、多様性を尊重し、異なる意見 排他的に排除しないで共存する方法を模索したヒュームの思想がそうした点を考えるうえで示唆的であると主張した。

第三報告は靖国問題を事例としてとりあげた。問題関心として、日本社会が培ってきた戦後民主主義を歴史修正主義的な動きからいかに守るのかといった点、靖国神社は歴史修正主義的な動きをする人々たちにとって聖地になっている点を指摘した。次に歴史修正主義的な議論の背景を考察し、90 年代以降の政治改革、新自由主義的な改革の存在などをあげた。そして歴史修正主義的な議論の特徴として、告発を否定する際に、告発者の資格を疑うような方法をとることを指摘した。靖国神社の問題

についても、議論を無効化し、権力者の議論が通ってしまうような「ディベート的議論」となっていると主張した。最後に、これからの戦後民主主義を考える上で、自分も戦死者だったかもしれないとの意識を持ち、政治的実践に結びつけようとする戦中派の知識人の存在が示唆に富むと指摘した。

次に 3 名の報告に対する討論が行われた。第一報告に対しては、金会員より、第一に、（国際関係論的な）報告内容であるが、日本平和学会の「公共性と平和」分科会、平和研究の中でどのように位置づけられるのかとの指摘がなされた。次に、規範の問題をとりあげ、規範が普及したところで問題が解決されるのだろうかとの疑問が呈された。さらに地域機構の問題に関して、ゼロに等しいこの地域でどうするのか、オルタナティブは必要なのかと指摘した。また（被害者は個人であるという）実態としての問題と（国家を分析レベルとする）研究報告とのねじれ、（例えば日本の事例では入国管理の問題に限定するといった）議論の単純化によりこぼれ落ちるものを補足する必要があるとの主張がなされた。この他に、なぜ台湾は分析対象に入っていないのかといった指摘もなされた。

第二報告に対しては、上原会員より、グローバル正義論、規範的な政治学の観点から討論がなされた。まずインターステイトシステムと国際社会は同一視すべきなのか、なぜ英国学派の説明が必要なのか、ウォーラーステイン的な説明で十分なのではないかとの疑問が呈された。次に、国際社会に関して、あくまで理念型であり、理念と実際のルールが一緒でないのは当たり前ではないかとの指摘がなされた。最後に、思想史で言われていることと現代の問題を論じることの関係性、「である」から「あるべき」につながることの論拠について質問がなされた。

第三報告に対しては、金会員より、靖国というキーワードだけで戦後民主主義をくくるのは無理があるのではないか、もう少しカテゴリーがなされてもいいのではないかとの指摘、学術的な場で特定の立場を規範的に攻めてしまうのは誤解を与えてしまう、様々な可能性を限定してしまうのではないかとの指摘がなされた。上原会員より、戦中派の議論を持ち出すことはこの問題の症状改善にとって役に立つのか、過去の追悼観を共有できない現在の人々にとって有用なのか、なぜ戦中派の議論を指針として生かすべきなのかといった疑問が呈された。

会場からよせられた質問として、第一報告に対して、EU 等が取り組まないこととした規範については、加盟国による規範の受容や実現が阻害される問題をどう考えるかとの質問がなされた。第二報告に対しては、秋山肇会員(国際基督教大学大学院)より、資本主義はいつから国際社会の軸になったのかとの質問がなされた他、金城美幸会員(日本学術振興会)より、リージョナリズムの

境界をどのように考えるのかとの質問、宮田春夫会員(新潟大学)より、region についてはもう少しよく見ていく必要があるとのコメントが寄せられた。

(横田匡紀)

「環境・平和」分科会

報告：横山正樹 (フェリス女学院大学)

「問題現場に行けば“リアル”がわかる？そこから何が変わるのか?! ~平和学エクスポージャー (PSEP) ネットワークへの誘い~」

討論：佐伯奈津子 (名古屋学院大学)

司会：嶋原教子 (仙台高専)

この分科会では、横山会員より「平和学エクスポージャー (Peace Studies Exposure Program-PSEP)」の概要と成果に関する考察、及び今後の展望についての報告が行われた。横山会員によれば、平和学エクスポージャーとは、「身も心も丸ごと別の地の人びとの生の状況に触れるような旅の仕方」をいい、「出会った人々との関係を洗い直し、自分たちを全体として包み込んでいる構造的暴力を克服していく」とする共同の営みの第一歩」と説明される。

報告では、まずフィリピンなどにおいて約 30 年間積み上げられてきた実践学習の経験を通して一定の方法的定着に至ったというプログラムの概要が紹介された。この直接体験プログラムでは、参加者と現地の地元学生らが一緒になった混成グループがつけられ、参加者は問題当事者たちと対話・交流する中で、現地の人々が直面する問題状況を総合的に学ぶ。さらにこうした体験を総合し、暴力の分析結果を「平和学的 5-Step 分析ワークシート」にまとめ、相互に発表しあう。これらの作業は、現場の実状を平和学的に把握するための一連の共同作業の仕組みとして形成されてきたという。

その後、PSEP の成果をどう把握するかという課題について、横山会員の考察が示された。当然プログラムに参加する学習者にとっての成果が中心となろうが、それだけに留まらず、関係する主体を広く捉えて成果を把握する必要があるという。成果把握の対象としては、関係する三者 (学習者、現地受入関係者、仲介者) が想定され、三者それぞれにとっての成果と、さらには三者間のネットワークがどう変化を遂げたのか、あるいは遂げつつあるのか、より長い時間軸における人々の関係性の変容についての平和学的な考察が求められると述べる。さらに長期的に見れば、こうした個々のプログラムの成果の積み重ねを通じた人間同士の関係性の変化が、いかに暴力克服への有効性を持ちうるかについても問われることにもなる。例えば、現地受け入れ関係者の多くが、自分たちの直面する困難な状況を外の社会に広く伝えてほしいと要望することや、プログラム終了後に起きた台風などの災害発生時、PSEP 参加学生らによる自発的な募金活動が行われたこと等は、プログラムを通じた交流が暴力を縮減していく努力を応援する行動を生み出したと理解しうる。こうした活動等による平和的な関係性の実現こそ PSEP の成果として捉えることができるという。この点は、学習者個人の到達度に中心的関心がおかれてきた従来の教育学での評価とは異なり、より長い時間軸

における人々の関係性の変容を見ていくことでこそ捉えうる成果でもある。

最後に、情報技術の進展と情報媒体手段の変化によって、教育現場においてもデジタル化された手法が浸透している今日、リアルな実践の意義はどこにあるのかについて、横山会員の考察および展望が示された。リアルであることが混沌とし曖昧化され、現実認識のギャップが深まっている今日、つとに人々の分断が指摘されている。しかしこれは、一つの世界システム的な構造の中における「分節 (articulation) 化」の進行と理解しうる。横山会員は、体験プログラムを通して得られる「リアル」とは、「複製・再現不可能な、その時、場を共有したそこだけに存在する (した) 交流・交感しあう相互関係」と述べ、人々の分節化への対抗、そして立場の違う人々の分節状況を乗り越えたリアルな交流の勧めとして、平和学エクスポージャーを提唱するのである。

この報告の後、佐伯会員から、インドネシアのアチェでのスタディツアーの経験などを踏まえた質疑と論点提示がなされた。1 つめは、教育者やコーディネーターによって、参加者が見えてくる「リアル」が違うのではないかと、あるいは参加者本人にとっても「リアル」が複数存在するケースがあるのではないかと、この「リアル」の複数性に関する質問である。また 2 つ目には、スタディツアーそのものが一方的な関係になりがちで、果たしてそれによって本当に対等な関係を築けるのか。スタディツアーそれ自体がもつ搾取性、あるいは参加すること自体がもつ暴力性について、どう考えているか、といった問いが投げかけられた。

これに対して横山会員は、PSEP への参加が現実への接近をつねに保障しているわけではないとしたうえで、ことにひとりの人間による 1 回だけの訪問であれば、一方的な観察や一面的理解による誤解が生じてしまうのは不可避であるとする。そのうえで、少人数で繰り返し語りを共有し、現実についての語りを共同把握していけば、外部からの訪問者が現場当事者から一方的に情報を入手するのではなく、相互に問題に関わろうとする関係が成立してくるのではないかと。訪ねる=視る側と、受け入れる=視られる側との非対称性が、しだいに相互性・共同性へと変容をとげていくに違いない、と述べる。そうした交流を繰り返し、それを支える人々を含めた全体のネットワークが維持されていけば、人々同士のリアルな関係性の構築と平和実現にむけた有効な共同の取り組みを展望しうると結論づけられた。

その他参加者からは、課題発見・解決型授業といった知的な取り組みに、こうした実践学習をどうつなげていくのかといった質問や、今日の日本社会においても、特に安全保障面での議論等において、「リアル」が権力側の都合で恣意的に運用されてきており、今こそ「リアル」を洗い直す作業が必要であるとの指摘があり、適宜意見交換がなされた。

平和学エクスポージャーは、リアルな現場体験を通して現実を構造的に共同把握し、まず自分が変わることが

ら平和の実現に結びつけていこうという働きかけである。こうした活動の積み重ねによって、現代社会の非対称性をいかにして共同性へと変えていけるか。平和学の実践のあり方を、今後さらに深化させていくことの意義が共有された分科会となった。

(鳴原敦子)

「平和と芸術」分科会

テーマ：漫画が伝えること

報告 1：小野塚佳代（京都造形芸術大学・文明哲学研究所）

「太平洋戦争下で諷刺漫画はどのようにヒトを描いたのか — 近藤日出造と雑誌『漫画』より」

報告 2：榎本智子（関西大学）

「ロスアラモスで原爆はどのように語られてきたのか — 『はだしのゲン』上映と現地調査より」

司会：田中勝（京都造形芸術大学・文明哲学研究所）

本分科会では、原爆が製造された地であるニューメキシコで、現地の大学生がアニメ版の『はだしのゲン』を觀賞後、歴史観や原爆に対してどのような認識を持ったのかを調査した結果を中心に榎本智子氏から報告を行った。

まず、アメリカでの原爆に対する歴史認識を作り上げている集団的記憶がどのように形成されたのかについて述べられた。また、マンハッタン計画の中心地となった街では原爆の製造が科学の成功物語として語り継がれ、「原爆神話」と合わせてキノコ雲の下で起こったことは全く触れられることがないことについても文献と現地調査を元に紹介された。

今回の調査で使用された『はだしのゲン』は、初めて翻訳された日本のマンガであるが、最初に英語に翻訳された 1970 年代から現在に至るまで、国により、また、時代により様々な受け止め方をされてきた。しかし、平和を切望するテーマに関心があり広まったことには変わりがない。この『はだしのゲン』のアニメーションを鑑賞後に、大学生の感想を分析した結果 8 つの共通する項目（①隠された歴史、②自分の家族の投影、③感情の認識、④子供の視線から見た戦争、⑤アニメの効果、⑥国民のアイデンティティ、⑦戦争に対する認識の変化、⑧ヒューマンリティの表現）が確認された。

分析の結果、原爆投下後の人々の描写はアニメでこそ描くことができたのではないかという声が多く、一方で、それが現実にあったことに対する驚きの声があった。原爆に対する歴史認識が数字を中心としたものであり、投下後の人々への影響というのを初めて知る学生が大半であった。

原爆の話題については、「落とした側のアメリカ人」ということを意識する学生が多かったが、『はだしのゲン』が子供の視点から見た戦争であること、そして、家族の物語が主体であることから、主人公に共感できることが指摘された。また、実写よりもアニメの方が想像力をかき立てることも報告された。これは、アニメを見慣れている世代かどうか、という検証はされていないが、戦争の現実を伝えるという手段としては可能性があることが示唆された。『はだしのゲン』が子供の視点から描いていること、家族とのつながりを中心としていること、そして、筆者の実体験ということが、学生が自分を主人公の立場に置き換えてストーリーを経験するのに影響があったと考えられる。

続いて、小野塚佳代会員からの報告は、「太平洋戦争下で諷刺漫画はどのようにヒトを描いたのか—近藤日出造と雑誌『漫画』より」とのテーマで、日本の漫画文化の変遷についての導入から、諷刺漫画から読み解く「人」という視点で、戦時下に描かれた諷刺漫画表現の特徴が述べられた。

現代美術家、岡本太郎の父親であり漫画家であった岡本一平に師事した近藤日出造（1908-1979）は、戦中から昭和後期にかけて、一齣の政治諷刺漫画を描く漫画家として活躍した。近藤日出造が編集人を務め、1940 年から 1951 年にかけて発行された月刊雑誌『漫画』（漫画社）は、発行開始時点で新日本漫画家協会機関誌としての役割を担っており、戦中は戦意高揚と戦争政策の推進のために有効なプロパガンダとして利用された。

諷刺漫画が描く、もしくは諷刺漫画から読み取ることのできる「人」に関して、次の四つの立場が挙げられた。①諷刺漫画に描かれる人（対象）／②諷刺漫画を読む人（読者）／③諷刺漫画を検閲する人（統治者）／④諷刺漫画を描く人（作者）。これらが、戦中は①=敵国、②=日本国民、③=日本政府、④=漫画家、であるのに対して、終戦を境に①=国内の権力者、②=日本庶民、③=GHQ、④=漫画家、へと変化したことが指摘された。

誌面の内容について、1940 年から 1941 年の発行当初には、まだ掲載作品に朗らかなユーモアが見られ、内容は戦争に対する前向きな戦意に満ちていた。1942 年 2 月には開戦記念号、4 月には『米英南方追放号』が発行されている。誌面にはフランクリン・ルーズヴェルト、ウィンストン・チャーチル、蒋介石らが頻繁に登場し、戦況の厳しくなっていく 1943 年、1944 年にも常にこうした敵国の権力者が卑下される形で描かれた。

しかし、終戦を境に風刺の矛先は敵国から自国の権力者へと変化した。1946 年 1 月号の表紙には、赤い鉄格子に捕らえられた東条英機が描かれている。戦中は日本国家、戦後は GHQ による言論統制が行われたこともあり、終戦後の内容は翼賛色の濃い戦中の内容とは対照的に、戦後日本の復興と庶民の慰安を目的として描かれた。このような表現の変化は、読者の在り方の変化が反映されているということでもある。つまり、読者像は、戦中に自国の戦争政策に反対することを許されなかった限定的な国民像から、自国の政治家や権力者に対しても不満を抱く姿を露わにするようになった、いわば庶民像へと変貌した。

更に、戦時下の雑誌誌面においては敵国の人物を人として描かない特徴があることも指摘された。こうした特徴を含む見立て表現の点数は、1940年から1951年までの『漫画』104冊3985頁の中で、415点が確認された。戦中の発行年毎の点数は、1940年＝4点、1941年＝18点、1942年＝52点、1943年＝70点、1944年＝51点となり、戦局の厳しくなった1943年から1944年にはより点数が多く、表現にも残虐性が強調されていることが述べられた。

諷刺漫画を読み解く際、作品が描かれた背景にある歴史や事象を確認することで、表現の意図をより理解することができる。今回の調査によって漫画や表紙が、時代を映すだけではなく、時代によって如何に利用されてきたかが明らかにされた。

その後、フロアからの質疑応答及び対話としての時間では、「核兵器の問題について、人道的希望が出ている一方で、日本の残虐性に対する意見、また、こうなってしまうための核抑止論というシリカルな見方をした学生はいなかったのか。」との質問に対して、報告者から「核兵器の残虐性が描かれている『はだしのゲン』について、日本人、米国人という区別した語り口ではなく、

主人公の少年に自分を移入し、“私の家族の物語”として見ていた。その力が『はだしのゲン』にはあるのではないかと思う。」と応答され、目的達成のための核抑止論と核廃絶論の二重性などについての議論がなされた。また、「スミソニアン博物館展示騒動の流れから現在に至る中で、米国の認識が変わってきているのか。変わってきているとしたら、それはどうしてか。」「若い世代のほうが原爆投下は間違っていた、というデータがある。研究者はそれを説明する必要がある。そのためにこのアニメはどういう意味があったか、その後付けが必要。」との質問や意見がフロアから寄せられた。また、司会から、今年の広島市平和祈念式典には、ロスアラモス歴史博物館の館長が初参加することが伝えられ、参加者それぞれの経験を皆で共有する貴重な機会となった。

(榎本智子、小野塚佳代、田中勝)

「平和教育」分科会

テーマ：憲法教育における平和の視点

報告：前田輪音（北海道教育大学）

「憲法教育と平和教育—恵庭事件を例に」

討論：杉田明宏（大東文化大学）

司会：いとうたけひこ（和光大学）

本分科会は「憲法教育における平和の視点」を議論することを目的として、憲法教育の実践を検討した。

報告者の前田会員は、教育には一般に、教える対象そのものを扱うことと、その教えた内容を生かし活用させる（方法を示す）という側面があり、憲法教育も、憲法の意義（対象）を教えることと、それを生かし平和な社会をいかに形成・実現するか（させるか）という活用の方法を教えることの両方が求められると述べ、「恵庭事件」は、憲法の意義と生かし方の一端を学び取ることができる憲法現象であるとして教育的位置づけを行った。

その上で、従来、憲法教育を平和教育の文脈で展開しようとするとき、自衛隊・安保が違憲か合憲か、武力によらない平和か武力による平和かで立場が分かれたままの場合が多いため、憲法の平和条項の意義や平和な社会の形成の仕方を伝えきれていない限界性を指摘する。ここで、報告者は、憲法問題を（1）「動的にとらえる」、（2）「人権としてとらえる」という視点を提起する。すなわち、戦争では多くの命が奪われ人権が侵害される（A）。その戦争の惨禍から戦争を違法化・否定する理念が国内外に生まれ（B）、憲法や国連憲章等でそれを制定する（C）。規範化された段階（C）以降、なお生ずる平和とは言い難い諸事実（A'）が発生し、それに抗して平和主義（平和的生存権）を実現（D）させようとする。この“A'→D”の過程に存在する様々な諸事実の精選と内容の再構成が憲法教育に求められるとして、報告者の「恵庭事件」を取り上げた授業実践が詳細に紹介された。

その中で、Dへ向かう活動として、①牧場への被害、生活への被害、原告の心身への被害等、自衛隊演習による様々な具体的被害（A'）に対して対策・非暴力的抗議・抵抗活動（D指向の活動）、②射撃場の通信線切断

が自衛隊法違反であるとして起訴された段階では、弁護士・労働団体・市民運動、研究者等による支援運動の広がり、③無罪判決の獲得とその過程での憲法・平和論の発展（ただし実際は憲法争点回避）、④恵庭事件・判決の意義を継承・発展させていく（いる）一連の運動：演習による被害防止対策や演習による被害への補償（「交付金」）の実現、長沼ナイキ基地訴訟での自衛隊違憲判決および空自イラク派兵差止訴訟での空自イラク活動違憲判決といった前進点が明らかにされた。

討論では、平和教育については現場での実施困難が増す中で理論的・科学的精緻化が求められているのではないかと、平和を人権問題としてとらえようとしたときにテロや北朝鮮等のへの不安や危機感が高まる（煽られる）今日的状況の中でテロリストや北朝鮮に対しては人権を考慮する必要が無いという感覚が障害になるのではないかと、非暴力（直接行動）の価値をより明確化し理論と実践を深めていく必要があるのではないかと、他方、学校における「道徳」や「公共」等の新教科を通じて、決まりや法を守るべきといった論理が非暴力直接行動への否定的態度を醸成しかねないのではないかとといった、多様な意見・懸念が出され、憲法・平和教育としての今回の報告の意義や課題が深められた。

最後に前田会員から寄せられた所感を紹介する。

憲法教育において平和主義に関連する問題を取り扱うとき、平和の課題そのもの、すなわち平和はいかに実現するのか、という重要な課題に直面する。報告者は、平和主義を教える憲法教育において、平和ではない状態から平和な状態に至らしめるための具体的な方策を示すことは重要な課題と考えている。「憲法教育と平和教育」（『平和教育シリーズ7 平和教育学辞典』（平和教育学研究会編集／京都

教育社会学研究室発行（2017年3月）を執筆する機会を得たことから、平和学および平和教育との関連を模索しながらその在り方を模索したいと考え、報告に至った。

当日の報告では、憲法現象を動的にとらえることを目指した播磨信義の論・図をもとに、平和主義に特化した図（前田 2017）を提案のうえ、その図において、平和主義が規範化された（憲法が制定された）後の、「平和主義が規範化されたのにも関わらず生じる平和主義の現在・未来の否定的事実の発生」から「規範化された平和主義が実現した社会」にむけた様々な活動・行動を、恵庭事件を素材に作成・実践・検証した授業プログラムのなかから述べた。それらが憲法の平和主義の実現の在り方を示す重要な素材と考えたことによる。

指定討論者杉田氏から、平和教育においては平和学のガルトゥングの言うところの消極的平和と積極

的平和の両者の学びのカリキュラム化が必要であること、同時に憲法教育においては戦争の違法化とともに、積極的平和の学びの必要があること、報告者が述べた授業プログラムのなかにはいくつも含まれていると思われるのご指摘を得た。

そのほか、参加者からいくつかのご質問やご指摘をいただき、あわせて有意義な機会を得ることとなった。これらご指摘を受け、憲法教育として取り組んできた作業を平和学・平和教育に照らしての意義の整理などに取り組んでいきたい。

（杉田明宏）

地区研究会報告

北海道・東北地区研究会報告

主催行事

「『恵庭事件』判決 50 年 今まで、そしてこれから～若い主権者につなぐために～」

と き：2017年3月11日 13:20-16:50

ところ：北海道教育大学札幌駅前サテライト

1962年に自衛隊島松演習場における騒音被害への抗議・対策として、隣接する牧場経営者の野崎兄弟が演習用通信線を切断し、自衛隊法違反のかどで起訴された。この恵庭事件の判決は札幌地裁で1967年に言い渡された。この研究会では、被告人の支援にあたったアクターの多面性に応じて、憲法学から飯島滋明氏（名古屋学院大学教員）、法曹から佐藤博文氏（弁護士）、報道から往住嘉文氏（報道記者）が報告し、前田輪音氏（北海道教育大学）の解説・司会のもと議論が展開された。事件当事者の野崎健美氏の参加もあった。

このシンポジウムを通して露わになったのは恵庭事件と現代とが直結しているということである。むしろ状況はより厳しくなっている。自衛隊の合憲性を問う声はかつてほど強くなく、辺野古新基地建設に抗議する山城博治さんは約5か月もの間勾留された。私たちが幸福に平和に生活をする権利を、国家とその暴力装置に抗して、「主権者」としていかに確立・実現していくのか。この問いを、恵庭事件で発展した「平和的生存権」概念および、国連で昨年採択された「平和への権利」概念と結びつけながら考えていくことはアクチュアルな課題だと実感することができた、有意義な研究会であった。

その一方でこの地区研究会では主題とならなかったが、7月の研究大会テーマ「植民地主義と憲法を北海道／アイヌモシリで問い直す」との関連で、「（北海道の）私たちは他者が幸福に平和に生きる権利を奪ってきた側でもあるのではないか」という自省的な問いが重要となる。

恵庭事件の被告人は、自衛隊により平和的生存権が奪われた側である。しかし彼らの牧場は、アイヌ民族が生きてきた土地を日本政府が植民地化により奪うことで成立したものである。かつて深瀬忠一氏が、そして現在筆者（小田）が勤務し、平和学会北海道地区のメンバー

の多くも学んだ北海道大学札幌キャンパスは、明治初めまであったアイヌのコタンの上に建てられたものである。そのコタンで平和に生きていた人たちは、半ば強制的にその生活の場を奪われた。この痛みを伴う「植民地主義の認識」を、いかに「平和的生存権」の理論に統合し、深めるのが、平和を希求する私たちには問われている。

協賛行事

日本平和学会 2017 年度春季研究大会部会 7「軍学共同と大学のあり方」プレシンプ

第16期遠友学舎クラーク講座開講記念

軍学共同と大学のあり方～札幌農学校・北海道大学と平和国家日本～

と き：2017年5月29日（月）18:00～20:30

ところ：北海道大学遠友学舎

講演：姉崎洋一（北海道大学）

「平和憲法と教育基本法—北大の民主主義の再興を」
報告1：山形定（北海道大学）

「北海道大学における防衛省研究費受け入れから考える」

報告2：松本ますみ（室蘭工業大学）

「『産学官金』と業績主義に揺れる大学と学問の自由—北海道の地域貢献型大学から考える」

主催：遠友学舎クラーク講座

協賛：日本平和学会北海道・東北地区研究会、北海道の大学・高専関係者有志アピールの会

日本平和学会 2017 年度春季研究大会部会 7「軍学共同と大学のあり方」のプレシンプとして、北海道・東北地区研究会が協賛の形でこの集まりをもった。昨年度、学内の研究者による申請が防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に採択された北海道大学。今年同制度への申請を認めない方針を取り決めた室蘭工業大学。両大学の教員がその内部の状況を報告した。軍事研究を手がけるのも学問の「自由」というはき違えた認識に陥ることなく、国家権力や経済成長至上主義から自由な場としての大学を守るために、ボトムアップな声が反映される民主

的で透明性のある意思決定が重要である。しかしそれを切り崩し、分断を作り出そうとする政治的な圧力が近年強まっている。それに対抗するためには、横（教員間、大学間、市民運動やジャーナリズムとの協働）と縦（執行部とのチャンネル）のつながりを自覚してつくり出し続けることとあきらめずに声を上げ続けることが必要で

ある。それが実を結ぶことを室蘭工業大学の例から学ぶことができた。

中国・四国地区研究会報告

(1) 2017年度地区研究会を次の通り開催した。

日時：2017年5月27日（土）14:30より
 場所：アソウ・ヒューマニー・センター山口支店
 住所：山口市小郡高砂町2-10 第一原ビル5階
 14:30～15:20 第1報告：船津靖（広島修道大学・ゲストスピーカー）「中東和平プロセス難航の権力関係」
 15:30～16:20 第2報告：安溪遊地（山口県立大学）
 「グローバル経済のプラグを抜く人々——自給と物々交換の実践の現場から」
 16:30～17:20 研究会のあり方について討論

第1報告は、ジャーナリストとしてパレスチナ問題の報道に携わった経験に基づき、現地の写真などを紹介しながら、パレスチナ・イスラエル双方に存在する和平派と反和平派の対抗軸が、いかに和平プロセスを困難なものにしているかを分析するものだった。一方、第2報告は、かつて夫人とともにザイル（現コンゴ共和国）の村で生活した経験から、自然を破壊するグローバル経済の在り方を批判し、そこから脱却するための山口での実践的生活を紹介するものだった。いずれも、現実の政治や経済の在り方をそれぞれ独自の鋭い視点で観察するもので、机上の理論的枠組みに安住して平和の問題を考えることへの警鐘の意味が結果として伴っていたようにも思われた。会員にくわえて大学院生などの参加も得て、少人数ながら活発な議論がなされ、実り多い研究会となった。

二つの報告の後、前回と同様に、今後の地区研究会のあり方をめぐって討論した。当地区研究会が課題としている「活性化」とはそもそも何かとの問いかけがなされ、それは単に研究会の参加者を増やすことではないが、全

国での動きと連動しながら、学会活動を地区の側から盛り上げてゆく気運がいま一つ必要であることが確認された。2018年度は、学会の第2期全国キャラバン「社会構想としての憲法」と連携してゆくことになるが、地区の幹事としては、このことも念頭に置きながら会員の間でいっそう働きかけを行なってゆくこととした。

(2) 研究会の後、その報告を地区会員に対して行った。その際、2016年の広島、2017年の山口につづいて、第三の開催地が考えられるので、場合によっては協力を要請することがありうることを伝えた。さらに、11月25～26日に香川大学で行われる2017年度秋季研究集会研究会のお知らせをした。

日本平和学会第22期役員一覧

(2016年1月1日～2017年12月31日)

【執行部】

会長：君島東彦
 副会長：竹中千春 黒田俊郎
 企画委員長：清水奈名子
 編集委員長：小林誠
 広報委員長：米川正子
 国際交流委員長：松野明久
 学会賞選考委員長：石田淳
 平和教育プロジェクト委員長：暉峻僚三
 「3・11」プロジェクト委員長：蓮井誠一郎
 事務局長：奥本京子

【理事】 ※50音順。＊は地区代表者。

北海道・東北 ＊小田博志 片野淳彦 鳴原敦子
 関東 阿部浩己 石田淳 ＊内海愛子 遠藤誠治 勝俣誠 川崎哲 小林誠 篠田英朗 清水奈名子
 高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 暉峻僚三 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗 堀芳枝
 古沢希代子 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹 米川正子
 中部・北陸 黒田俊郎 ＊佐伯奈津子 佐々木寛 高橋博子
 関西 ロニー・アレキサンダー 内田みどり 奥本京子 ＊木戸衛一 君島東彦 土佐弘之
 原田太津男 松野明久 峯陽一 山根和代
 中国・四国 ＊石井一也 佐渡紀子
 九州 近江美保 ＊木村朗
 沖縄 ＊里井洋一 若林千代

【監事】 石川捷治 大津留（北川）智恵子

【委員会】 ＊は委員長

企画委員会 麻生多聞 上村雄彦 小川玲子 小林誠 芝崎厚士 ＊清水奈名子 杉木明子 浪岡新太郎
 二村まどか 松元雅和 峯陽一 毛利聡子
 編集委員会 白杵陽 ＊小林誠 佐藤壮広 芝崎厚士 鈴木則夫 戸田清 柳原伸洋 湯浅正恵 渡辺守雄
 広報委員会 秋山肇 阿部浩己 石井正子 荻村哲朗 木村朗 クロス京子 鈴木真奈美 勅使川原香世子
 ＊米川正子
 国際交流委員会 清未愛砂 佐々木寛 長谷部貴俊 古沢希代子 ＊松野明久 若林千代
 学会賞選考委員会 ＊石田淳 吉川元 島袋純 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹
 平和教育プロジェクト委員会 ロニー・アレキサンダー 奥本京子 杉田明宏 鈴木晶 高部優子 竹中千春
 ＊暉峻僚三 福島在行 堀芳枝 松井ケティ 山根和代
 「3・11」プロジェクト委員会 藍原寛子 鳴原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 徳永恵美香 ＊蓮井誠一郎
 平井朗

【事務局】 ＊奥本京子

日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧

(2016年9月9日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③アジアと平和	責任者：日下部尚徳、堀芳枝
④植民地主義と平和	責任者：佐伯奈津子、藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：佐藤史郎
⑥アフリカ	責任者：篠原收
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：秋林こずえ
⑩平和文化	責任者：鈴木則夫、渡辺守雄
⑪発展と平和	責任者：原田太津男
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：片野淳彦
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：田中勝
⑯公共性と平和	責任者：横田匡紀
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人・木村朗
⑲戦争と空爆問題	責任者：伊香俊哉
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 清水竹人
同 副世話人 原田太津男

*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 22 No. 4 (2017年9月10日発行)

発行所：日本平和学会第22期事務局

〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-54
大阪女学院大学 国際・英語学部 奥本京子
e-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会
委員長：米川正子 編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子